

令和6年度

保健福祉行政の概要

宮城県保健福祉部

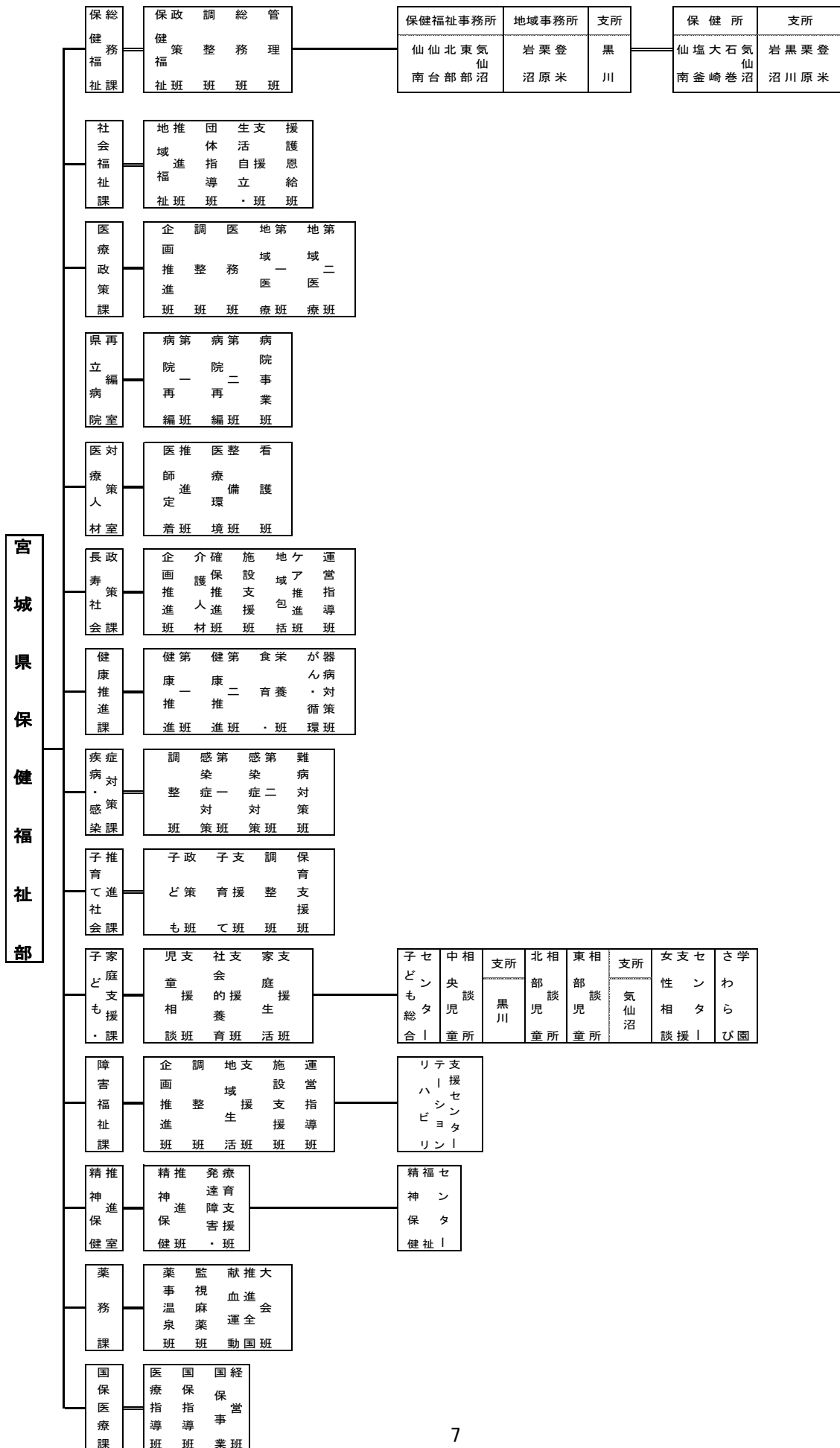
目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 1 保健福祉部の組織図及び分掌事務 | 5 |
| 2 保健福祉部の重点方針 | 13 |
| 3 保健福祉部の主要事業概要 | 23 |
| 4 主要な計画の概要 | 61 |
| 5 指定管理施設の概要 | 73 |
| 6 附属機関の概要 | 81 |

1 保健福祉部の組織図 及び分掌事務

宮城県保健福祉部 組織図

令和6年4月1日現在



保健福祉部各課室の分掌事務

〔保健福祉総務課〕

- 1 保健福祉行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 保健福祉事務所及び保健所に関すること。
- 3 保健統計及び福祉統計に関すること。

〔社会福祉課〕

- 1 社会福祉施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 社会福祉事業に関すること。
- 3 だれもが住みよい福祉のまちづくり施策の企画及び推進に関すること。
- 4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- 5 地域における福祉活動等の推進に関すること。
- 6 地域生活支援の推進に関すること。
- 7 福祉関係の人材の育成に関すること。
- 8 民生委員に関すること。
- 9 生活保護に関すること。
- 10 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- 11 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- 12 未帰還者及び未帰還者留守家族の援護に関すること。
- 13 戦没者の遺骨及び遺留品の伝達に関すること。
- 14 引揚者の援護に関すること。
- 15 常盤台霊苑及び宮城之塔に関すること。
- 16 旧軍人、軍属の栄典等に関すること。
- 17 旧軍人、軍属及びその遺族の恩給に関すること。
- 18 その他旧軍人、軍属等の援護に関すること。
- 19 社会福祉協議会に関すること。
- 20 生活困窮者の自立支援に関すること。
- 21 地方再犯防止推進計画に関すること。

〔医療政策課〕

- 1 医療行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関すること。
- 3 医師及び歯科医師に関すること（医療人材対策室の所管に属するものを除く。）。
- 4 歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士に関すること。
- 5 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関すること。
- 6 死体の解剖及び保存に関すること。
- 7 小児総合医療に関すること。

8 地域医療（へき地医療を含む。）及び救急医療に関すること。

〔県立病院再編室〕

- 1 地方独立行政法人宮城県立こども病院及び地方独立行政法人宮城県立病院機構に関すること。
- 2 仙台医療圏における病院再編（宮城県立精神医療センター及び宮城県立がんセンターに係るものに限る。）に関すること。

〔医療人材対策室〕

- 1 医師の確保に関すること。
- 2 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- 3 旧高等看護学校に関すること。
- 4 医療従事者の勤務環境整備に関すること。

〔長寿社会政策課〕

- 1 長寿社会行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 介護保険に係る事業の推進に関すること。
- 3 地域包括ケア施策の総合的な調整に関すること。
- 4 認知症高齢者対策の総合的な調整に関すること。
- 5 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
- 6 高齢者の福祉に関すること。
- 7 高齢者福祉計画に関すること。
- 8 シルバーサービス産業に関すること。
- 9 高齢者生活支援・生きがい健康づくりに関すること。
- 10 老人福祉施設に関すること。
- 11 在宅老人福祉対策に関すること。
- 12 敬老事業に関すること。
- 13 介護研修センターに関すること。
- 14 介護人材に関すること。

〔健康推進課〕

- 1 健康対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 健康づくりの推進に関すること。
- 3 食育の推進に関すること。
- 4 広域健康増進センター及び市町村保健センターに関すること。
- 5 健康・栄養調査、栄養改善及び専門的な栄養指導に関すること。
- 6 特定給食施設における栄養管理に関すること。
- 7 栄養士及び調理師に関すること。
- 8 特別用途食品、健康保持増進効果等についての表示（医薬品及び医薬部外品に係るものを除く。）に関すること。
- 9 食品表示基準に関すること（栄養及び健康に係るものに限る。）。

- 10 生活習慣病予防に関する事。
- 11 歯科保健に関する事。
- 12 がん対策の推進に関する事。

〔疾病・感染症対策課〕

- 1 感染症の予防及び保健指導に関する事。
- 2 ハンセン病療養所入所者及びその親族の援護に関する事。
- 3 原爆被爆者に対する医療の給付等及び特別手当等の支給に関する事。
- 4 指定難病その他の難治性疾患等に関する事。

〔子育て社会推進課〕

- 1 児童福祉行政及び母子保健行政の総合的な企画及び調整に関する事。
- 2 児童福祉思想の普及啓発に関する事。
- 3 少子化対策の推進に関する事。
- 4 地域の子育て支援施策の推進に関する事。
- 5 児童の健全育成に関する事。
- 6 保育に関する事。
- 7 児童の療育に関する事。
- 8 児童の医療費助成に関する事。
- 9 児童委員及び主任児童委員に関する事。
- 10 母子保健に関する事。

〔子ども・家庭支援課〕

- 1 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関する事。
- 2 困難な問題を抱える女性の福祉に関する事。
- 3 児童の養育に関する事。
- 4 子どもの貧困対策に関する事。
- 5 家庭相談員、母子・父子自立支援員及び女性相談支援員に関する事。
- 6 子ども総合センター、児童相談所、女性相談支援センター、さわらび学園、さくらハイツ、母子・父子福祉センター及びコスモスハウスに関する事。

〔障害福祉課〕

- 1 障害福祉行政の総合的な企画及び調整に関する事。
- 2 障害者（児）の福祉に関する事。
- 3 心身障害者扶養共済に関する事。
- 4 障害者（児）の医療費助成（精神保健推進室の所管に係るものを除く。）に関する事。
- 5 リハビリテーションの推進に関する事。
- 6 リハビリテーション支援センター、啓佑学園、第二啓佑学園、船形の郷、援護寮、セツ森希望の家、障害者福祉センター、障害者総合体育センター及び視覚障害者情報センターに関する事。

〔精神保健推進室〕

- 1 精神保健行政の企画及び調整に関すること。
- 2 自立支援医療（精神障害に係るものに限る。）に関すること。
- 3 発達障害に関すること（子ども総合センターの所管に係るものを除く。）。
- 4 精神保健福祉センターに関すること。

〔薬務課〕

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）の施行に関すること。
- 2 薬剤師に関すること。
- 3 毒物及び劇物の指導取締りに関すること。
- 4 麻薬、向精神薬、あへん、大麻、覚醒剤等の指導取締りに関すること。
- 5 薬物の濫用の防止に関すること。
- 6 緊急医薬品及び非常災害用医薬品に関すること。
- 7 薬用植物の知識等の普及啓発に関すること。
- 8 採血及び供血あっせん業の指導取締りに関すること。
- 9 献血事業の推進に関すること。
- 10 臓器及び骨髄等の移植に関すること。
- 11 薬事経済調査に関すること。
- 12 温泉に関すること。
- 13 薬事関係団体の育成指導に関すること。

〔国保医療課〕

- 1 国民健康保険事業に関すること。
- 2 国民健康保険保険者、国民健康保険団体連合会及び保険医療機関等の指導監督に関すること。
- 3 国民健康保険審査会に関すること。
- 4 後期高齢者医療に関すること。
- 5 後期高齢者医療広域連合に対する助言及び援助に関すること。
- 6 後期高齢者医療審査会に関すること。

2 保健福祉部の重点方針

令和6年度 保健福祉部の重点方針

1 基本方針

■新・宮城の将来ビジョンの着実な推進

県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の4年目に当たる令和6年度は、政策推進の基本方向の新たな柱である「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」について、次世代育成・応援基金なども活用しながら、幅広い取組を推進します。

本県においても、徐々に人口減少が進行しており、晩婚化・未婚化の進行も影響し、合計特殊出生率は全国平均と比較しても低い水準にあります。人口減少の加速は、地域経済や社会に大きな影響を及ぼすおそれがありますが、県民一人ひとりが幸福を実感し、地域の活力を維持するため、社会全体で子育て世代を支えながら、未来を担う全ての子どもの健やかな成長を後押しするなど、「子育てしやすい宮城県」への転換に向けた取組を進めていきます。

また、「宮城県地域医療計画」や「宮城県地域福祉支援計画」など、保健福祉部の各分野の計画等に基づき、在宅医療などの医療提供体制の確立のほか、政策医療の課題解決や保健・医療・福祉分野等の連携による地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、介護サービス・障害福祉サービスの提供体制の整備等を着実に推進していきます。このため、県の体制としても県立病院再編室の新設、仙台保健福祉事務所岩沼支所の地域事務所化及び中央児童相談所黒川支所の新設などにより、強化し対応していきます。

このほか、人口の本格的な減少局面を迎える中で効率的・効果的な行政サービスを提供できるよう、DXによる「変革みやぎ」の実現に向けた取組のほか、多様な主体と連携しながら、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

■被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

東日本大震災の発生以降、宮城県震災復興計画のもと、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧、保健・医療・福祉サービスの回復を図るとともに、応急仮設住宅による住まいの確保や、被災者の見守り、健康調査などを実施したほか、地域の支え合い活動支援や心のケア対策などを通じて、被災された方々が安心して暮らせるた

めの取組を全力で推進してきました。

一方、被災された方々の心のケアなどの取組は、複雑化した課題に対する丁寧かつ継続的な支援が必要であることから、引き続き、被災者の相談支援や孤立防止のための見守り活動支援、心のケアなど被災者が安心して暮らせるための取組を推進し、復興完了に向けたきめ細かなサポートを進めていきます。

2 重点項目

(1) 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」に基づき、結婚し、子どもを生み育てることを望む人の希望がかなえられるよう、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行います。また、こども基本法に定める都道府県こども計画の策定を図り、子ども・子育て施策の総合的な推進に取り組みます。

結婚支援については、AIマッチングシステムを活用した出会いの機会拡大に向けた支援のほか、高校生や大学生を対象に妊娠・不妊・出産に対する正しい知識の普及や、ライフプランの形成支援に取り組むとともに、地域の実情に応じて市町村が行う少子化対策への支援の更なる拡充を図ります。

妊娠・出産、子育てに関する支援については、不妊検査費用の助成に加え、新たに不妊治療医療費用を助成するほか、「結婚応援パスポート」と「子育て支援パスポート」の一体的な運用や置き型授乳室の設置、産後ケアサービスの受入れ拡充に向けた助成や、先天性の難病を早期に発見するための検査に関する国の実証事業への参画などに取り組み、社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成に努めます。また、引き続き、周産期・小児医療従事者の確保や体制の構築、地域で安心して暮らすための障害児支援体制の強化に取り組みます。

そのほか、一時預かり事業や放課後児童クラブなどの地域における子ども・子育ての取組を支援するほか、子育て世帯に対する支援として、引き続き、乳幼児医療費助成や小学校入学準備支援等の実施、幼児教育・保育の無償化により経済的負担の軽減を図ります。

保育所等利用待機児童の早期解消については、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備支援、認定こども園への移行促進に取り組むとともに、保育士・保育所支援センターによる就業支援、保育補助者や保育支援者の雇用経費に対する助成

等により保育人材の確保に努めるほか、多くの保育士が受講できるよう引き続きオンラインによるキャリアアップ研修を実施し、資質の向上と処遇改善を図ります。

(2) 家庭・地域等の連携・協働による子どもを支える体制の構築

「宮城県子どもの貧困対策計画」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策事業を行う市町村や、子ども食堂などに取り組む団体を支援するとともに、様々な事由により課題を抱える子どもや家庭に対する支援として、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習・生活支援のほか、ひとり親家庭の養育費の履行確保に向けた支援を行います。また、ヤングケアラーの早期発見と支援体制の強化を図るため、関係機関職員向け研修や専門家派遣、相談体制の構築に取り組むほか、民間団体と連携したオンラインサロンなどを実施します。

児童虐待防止対策等については、児童相談所共通ダイヤルの受付やSNSを活用した相談の実施、家族再統合の支援、施設を退所した児童等へのアフターケアなどに継続して取り組むなど、児童虐待の防止や発生時の迅速な対応から、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで、切れ目のない支援を行います。また、中央児童相談所黒川支所を新設し、利用者の利便性向上を図り、よりきめ細かなケース対応を行うほか、通話内容のリアルタイムテキスト化などDXによる業務改善にも取り組みます。

「社会的養育推進計画」に基づき、里親委託率の向上を目指して、引き続き里親支援センターと連携し、里親制度の普及促進や里親への支援体制強化を行い、子どもの安定した養育環境の確保を図っていきます。

(3) 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

県・市町村・社会福祉協議会等で構成する「宮城県地域共生社会推進会議」等の取組により、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談・支援体制の構築等を進め、困難を持つあらゆる人を地域で支える地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。また、新たに開設した「みやぎハートフルセンター」を、社会福祉に関する活動の場として運営していきます。

生活状況が不安定なひとり親家庭に対して、就業相談や就業情報の提供を行うとともに、就職や生活の安定に資する資格取得を促進する教育訓練給付等を行い、自

立した生活ができるよう支援します。

生活困窮者の自立促進支援については、困窮状態からの早期脱却を図れるよう、状況に応じた各種支援を継続して実施します。

障害者の就業・生活支援については、障害者が地域において自立して生活できる工賃収入の実現に向け、事業所に対する経営支援や共同受注等による販路拡大支援を継続するとともに、県内企業等で構成される応援組織により、継続的かつ安定的な受注機会の確保に取り組みます。また、ひきこもり等就労困難者に対し、障害福祉サービスを活用した一般就労移行に向けた取組を新たに行います。

(4) 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

生涯を通じた健康づくりについては、企業・団体、保険者、行政機関等が参画する「スマートみやぎ健民会議」を核として、新たにデジタル身分証アプリを活用した歩数アップキャンペーンを実施するとともに、産学官連携による減塩や野菜摂取量の増加を促す食環境づくりの推進、健診データの分析等に基づいた生活習慣病の予防や重症化対策に取り組むほか、特定保健指導実施率の向上に向けた施策など、全てのライフステージを通じた切れ目のない健康支援体制の構築に取り組みます。

また、県民一人ひとりが健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう、支援体制の充実を図るとともに、在宅の要介護者や障害のある方の口腔ケアを実施する体制整備や人材育成支援、働き盛り世代の歯周病予防対策などに取り組みます。

さらに、新たな「第4期宮城県がん対策推進計画」に基づく総合的ながん対策を推進するほか、若年のがん患者に対する生殖機能温存治療や在宅療養の費用の助成を行うとともに、骨髄提供者への助成による骨髄提供を行いやすい環境の整備や造血幹細胞移植を受けた小児がん患者のワクチン再接種費用の助成などに取り組みます。

循環器病対策については、脳卒中・心臓病等総合支援センターにおいて、相談支援のほか、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発等を行います。

国民健康保険については、第3期宮城県国民健康保険運営方針に基づき、市町村と十分に連携しながら安定した制度運営を行います。

安全で良質な医療を将来にわたって持続的かつ安定的に提供していくため、新たに宮城県医師確保計画及び宮城県外来医療計画を内包化した「第8次宮城県地域医

療計画」に基づき、医療に関する各種施策を総合的に推進していきます。また、新興感染症等の発生に備えるため、切れ目のない医療提供体制の整備を進めるとともに、ポスト・コロナへの対応を踏まえたきめ細かな保健・医療・福祉の提供に努めていきます。

医療人材の確保、偏在解消については、医療従事者が健康で安心して働くことができる勤務環境の整備に向けた取組を進めるとともに、医学生に対する修学支援やキャリア形成支援、看護師の県内定着支援、薬剤師の確保対策を進めます。また、地域医療構想を踏まえ、病床機能の分化・連携を適切に推進するとともに、仙台医療圏における病院の再編など、政策医療の課題解決に取り組みます。

救急医療については、ドクターヘリの運航や地域の救命救急センターの運営支援、救急電話相談等のほか、搬送の効率化を図る救急搬送情報共有システムの運用を行います。

高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を実現できるよう、新たに策定した「第9期みやぎ高齢者元気プラン」に基づく取組を着実に推進します。

医療・介護等の様々なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、要介護状態を招くおそれのある高齢者のフレイル対策や、地域における支え合いの推進、認知症の早期発見・早期対応システムの充実、市町村における権利擁護の取組支援、認知症の本人と家族を地域で支えるための体制づくりを進めます。

喫緊の課題である介護人材の確保・養成・定着を図るため、ロボット・ICT機器導入による介護事業所の勤務環境改善を一層推進するとともに、中高生や保護者、教員など幅広い世代に対する介護のイメージアップを図ります。また、外国人人材の確保に向けては、特定技能外国人の受け入れに向けた支援を行うとともに、受入施設の環境整備や外国人介護職員の資格取得支援に取り組みます。

さらに、特別養護老人ホームや地域密着型サービス施設などの介護基盤の整備を地域の実情に応じて計画的に推進するとともに、介護保険の適正な制度運営等を継続して進めていきます。

(5) 安心して暮らせる社会の実現

障害がある方への支援については、新たな「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障

害福祉計画」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発や相談支援等の取組を進めるとともに、障害福祉サービスの提供体制の整備を計画的に推進します。

「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」や「手話言語条例」に基づき、差別等に関する理解の普及啓発のほか、障害の特性に応じた多様な意思疎通や情報手段の確保に努めるとともに、障害のある人とならない人との相互理解を図るため、障害者アート作品を通じた交流機会の創出に取り組みます。

また、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、新たに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備を進めます。

そのほか、グループホームや就労支援事業所など地域において自立した生活を送るための施設整備を行うとともに、建替整備が完了した「宮城県船形の郷」において、県立施設としてのセーフティネット等の役割を担い、支援の充実に取り組みます。

障害福祉サービスの質の向上については、障害福祉サービス事業所等が行う職員の処遇改善やICT導入・活用による業務改善などの取組を支援し、介護人材の確保・育成を推進します。

また、発達障害者支援センター等による発達障害児者への支援や、市町村が行う障害者医療費助成事業への補助を継続して実施するとともに、医療的ケア児等相談支援センターにおいて、医療的ケア児やその家族を総合的に支援するほか、新たに慢性疾患児童等の支援体制充実に向けて移行期医療センターを設置します。

ひきこもり支援については、ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者・家族支援や関係機関への後方支援を推進するほか、県北及び県南地域の居場所設置に加え、出張やオンライン活用による居場所支援により、本人の社会参加の支援・孤立防止に取り組むとともに、より住民に身近な市町村による取組を促します。

また、「宮城県自死対策計画」に基づき、自死のきっかけとなる健康や経済的問題等の対策について、関連施策の連携により総合的な取組を推進するとともに、県民一人ひとりの気づきと見守りを促すために、ゲートキーパー養成や普及啓発等に市町村や民間団体等と連携して取り組みます。

(6) 被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

被災者の生活支援として、災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り活動や相談対応、コミュニティ構築などの支援を継続していきます。また、災害公営住宅への転居等生活環境の変化による心身の健康状態の悪化を防ぐために、災害公営住宅における支え合い体制づくりを支援するなど、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援に引き続き取り組んでいきます。

さらに、被災された方々の心のケアへの対応については、拠点となる「心のケアセンター」の運営を継続し、市町や心のケアに携わる関係機関と連携した地域住民や支援者支援を実施するほか、地域における支援体制整備を推進するため、市町村における人材確保・育成に向けた支援に取り組めます。

また、子どもたちの心のケアについては、被災児童やその親、支援者への支援等を継続するとともに、震災で親を亡くした子どもたちの安定した養育環境の確保を図るため、「東日本大震災みやぎこども育英基金」を活用し、里親等の養育者に対する支援を継続します。

3 保健福祉部の主要事業概要

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|--|-------|------------------------------|
| 1 事業名 | 被災地域福祉推進費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 被災地域福祉推進事業 (各課別歳出予算概要事業名) 被災地域福祉推進事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 303,721千円 | 3 担当課 | 保健福祉部社会福祉課 (TEL:211-2519) |
| 4 目的 | 東日本大震災の被災者に対する相談支援や孤立防止のための見守り活動、住民同士の交流機会の提供などを通して、被災者の安定的な日常生活の確保や心身の健康の維持向上、被災者支援から地域福祉活動への移行に向けた取組の推進を図る。 | | |
| 5 事業概要 | <p>東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援や、孤立防止のためのサロン活動等の取組に対して、補助金を交付する。</p> <p>【補助事業者】 市町村、社会福祉協議会等</p> <p>【補助率】 対象経費の10/10</p> <p>【補助対象事業】 被災者見守り・相談支援事業等</p> <p>【令和6年度事業実施団体】</p> <p>石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、東松島市、七ヶ浜町、南三陸町、宮城県社会福祉協議会</p> <p>見守り・相談支援事業</p> <p>(1) 「被災者見守り・相談支援調整会議」を開催する事業</p> <p>地域において、被災者支援を行う社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO、地域コミュニティ活動団体等の関係機関の活動内容の調整等を行うことにより、事業の効率的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>(2) 被災者の見守り・相談支援を行う事業</p> <p>ア 災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り・声かけ</p> <p>イ 被災者の日常生活に関する相談支援</p> <p>ウ 被災者の日常生活の安定確保に資する情報提供</p> <p>エ 支援が困難なケースについて、関係者が連携して対応するためのケース検討会議の開催</p> <p>(3) 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業</p> <p>ア 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施</p> <p>イ 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施</p> <p>(4) その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|--------------------------------|
| 1 事業名 | 医療機関勤務環境改善費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 221,789千円 | 3 担当課 | 保健福祉部医療人材対策室 (TEL:211-2686) |
| 4 目的 | 医師、看護師等の医療従事者の離職防止や医療安全等を図るため、勤務環境の改善に取り組む医療機関に対して必要な支援を行う。また、令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制適用に向け、労働時間短縮のための取組を支援する。 | | |
| 5 事業概要 | <p>1 医療機関の勤務環境改善に向けた取組への支援【補助】216,821千円</p> <p>(1) 医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費を支援 62,224千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額：1医療機関133千円×最大使用病床数 ・補助率：資産形成経費（勤怠管理システム導入、休憩室整備等）9/10 その他経費（改善支援アドバイス、短時間勤務要員確保等）10/10 ・補助対象医療機関：年間救急車受入件数1,000件以上2,000件未満（※）など地域医療に特別な役割があり、かつ、月の時間外等が80時間を超える医師を雇用しているなど過酷な勤務環境となっている医療機関 （※）2,000件以上は診療報酬による対応 ・交付要件：医師の労働時間短縮のための計画を策定し取り組むことなど <p>(2) 医療業務補助者の配置に要する経費を支援 144,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象人数：2人まで 補助基準額：1人月額18万円 補助率：2/3 <p>(3) 勤務環境改善計画の作成や目標達成のための取組に要する経費を支援10,597千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額：1病院75万円 補助率：2/3 <p>2 宮城県医療勤務環境改善支援センターの運営【委託】4,810千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年11月設置 委託先：県医師会 ・支援センターでは、宮城労働局が設置している宮城医療労務管理支援センターと連携し、医療労務管理や医業経営分野の専門家であるアドバイザーが医療機関に対する相談支援等を行う。 <p>3 その他【旅費等】158千円</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|--------------------------------|
| 1 事業名 | 女性医師就労支援費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 44,210千円 | 3 担当課 | 保健福祉部医療人材対策室 (TEL:211-2686) |
| 4 目的 | 女性が妊娠・出産・育児の期間をとおして仕事を継続できるよう働きやすい環境を整備し、就労環境の改善及び離職防止を図り、医師確保対策に資する。 | | |
| 5 事業概要 | 女性医師等就労支援事業【補助】 1 補助対象施設 女性医師等の復職研修、又は就労環境改善に取り組む県内の医療機関 2 補助対象事業 (1) 女性医師等の離職防止や再就職の促進を図るため、指導医のもとで実施する復職研修（復職後に実施する研修については、復職から3か月までに実施するものに限る。） (2) 女性医師等が仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備する取組で、次に掲げるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間勤務の導入 ・出勤希望日制の導入及び宿日直の免除 ・保育所以外の育児支援（ベビーシッターの雇上等） ・院内での就労改善委員会の設置 ・その他、女性医師等の就労環境の改善に向けた取組 3 補助基準額 1箇所あたり11,140千円 補助率：1／2 4 補助対象施設 11病院（想定） | | |

主 要 事 業 概 要

| 1 事業名 | 病床機能再編支援費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|---------|------------------------------|--------|-----------|---------|-----|-----------|-------|-----|----------|-------------|-------|-----|----------|---|-------|-----|-----------|
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 当初予算額 | 102,600千円 | 3 担当課 | 保健福祉部医療政策課 (TEL:211-2618) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 目的 | 地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有する医療機関に対し、病床数の最適化に必要な支援を行うもの。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 事業概要 | <p>次の3つの事業メニューにより財政支援するもの。</p> <p>1 単独支援給付金支給事業</p> <p>県内の病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有する医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給するもの。</p> <p>2 統合支援給付金支給事業</p> <p>県内の病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有する複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給するもの。</p> <p>3 債務整理支援給付金支給事業(令和6年度実施意向医療機関なし)</p> <p>複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給するもの。</p> <p><参考：再編対象医療機関数及び支給額(見込み)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業メニュー</th> <th>再編対象医療機関数</th> <th>支給対象病床数</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独支援給付金事業</td> <td>5医療機関</td> <td>28床</td> <td>50,616千円</td> </tr> <tr> <td>統合支援給付金支給事業</td> <td>2医療機関</td> <td>38床</td> <td>51,984千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7医療機関</td> <td>66床</td> <td>102,600千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※意向調査の回答に基づくもの。</p> | | | 事業メニュー | 再編対象医療機関数 | 支給対象病床数 | 支給額 | 単独支援給付金事業 | 5医療機関 | 28床 | 50,616千円 | 統合支援給付金支給事業 | 2医療機関 | 38床 | 51,984千円 | 計 | 7医療機関 | 66床 | 102,600千円 |
| 事業メニュー | 再編対象医療機関数 | 支給対象病床数 | 支給額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単独支援給付金事業 | 5医療機関 | 28床 | 50,616千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 統合支援給付金支給事業 | 2医療機関 | 38床 | 51,984千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 7医療機関 | 66床 | 102,600千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|--|-------|------------------------------|
| 1 事業名 | 病床機能分化・連携推進基盤整備費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 162,302千円 | 3 担当課 | 保健福祉部医療政策課 (TEL:211-2617) |
| 4 目的 | 病床の機能分化・連携を推進し、将来の医療需要に対応できる医療提供体制の構築を図るもの。 | | |
| 5 事業概要 | | | |

①病床転換

地域医療構想で示された2025年の必要病床数(推計値)を踏まえ、将来的な不足が推測される回復期病床の整備に必要となる施設・設備整備に対し補助するもの。

②事業縮小

病院の事業縮小(急性期病床の削減に伴い病室を他の用途へ変更する場合等)に要する費用に対し補助するもの。

③再編・統合

2つ以上の病院の再編・統合に伴い、急性期病床または回復期の集約化により、要する費用に対し補助するもの。

【令和6年度対象医療機関及び支給額(見込み)】

| 医療機関名 | 事業メニュー | 支給対象病床数 | 支給額 |
|--------|--------|---------|-----------|
| 2 医療機関 | ①病床転換 | 31床 | 157,484千円 |
| 1 医療機関 | ②事業縮小 | 4床 | 4,818千円 |
| 計 | | 35床 | 162,302千円 |

| 事業 | 区分 | 対象経費 | 補助率 |
|---------|-------------|--|-------|
| ① 病床転換 | 施設整備(病床) | 急性期病床から回復期病床への転換/新築・増改築 | 1/2以内 |
| | | 急性期病床から回復期病床への転換/改修 | |
| | 施設整備(リハ施設) | 医学的リハビリテーション施設 | |
| 設備整備 | 医療機器等の備品購入費 | | |
| ② 事業縮小 | 施設整備(他の用途) | 急性期病床削減に伴い不要となる病室の他の用途(機能転換以外)への改修 | |
| | 特別損失 | 急性期病床削減に伴う財務諸表上の特別損失(固定資産除却損, 固定資産廃棄損, 固定資産売却損) | |
| | 退職金の割増相当額 | 急性期病床削減に伴い退職する職員の早期退職制度活用により上積みされた退職金の割増相当額 | |
| ③ 再編・統合 | 設計費用 | 2つ以上の病院の再編・統合に伴い必要となる設計費用 | |
| | 施設整備(再編・統合) | 2つ以上の病院の再編・統合に伴い、急性期または回復期病床の集約化により必要となる施設整備(新築/増改築) | |
| | | 2つ以上の病院の再編・統合に伴い、急性期または回復期病床の集約化により必要となる施設整備(改修) | |
| 設備整備 | 医療機器等の備品購入費 | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|------------------------------|
| 1 事業名 | 仙台医療圏地域医療構想推進費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 19,723千円 | 3 担当課 | 保健福祉部医療政策課 (TEL:211-2675) |
| 4 目的 | 本県の政策医療の課題解決を前進させるとともに地域医療構想を推進するため、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合及び東北労災病院と県立精神医療センターの合築に係る関係計画等の検証や、関係者との調整に係る支援など、関係機関との協議に必要な業務を行う。 | | |
| 5 事業概要 | <p>仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合及び東北労災病院と県立精神医療センターの合築による新病院の整備に向けて、統合・合築に係る協議事項及び関係計画等の検証や、関係者との調整に係る支援を行う。</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|--|-------|--------------------------------|
| 1 事業名 | 地域包括ケア総合推進・支援費 (新・宮城の将来ビジョン推進 地域包括ケア総合推進支援事業 事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 地域包括ケア総合推進・支援費 | | |
| 2 当初予算額 | 33,786千円 | 3 担当課 | 保健福祉部長寿社会政策課 (TEL:211-2552) |
| 4 目的 | 高齢者数(特に後期高齢者)の増加及び高齢化率の上昇に伴い、フレイル(虚弱)高齢者及び要支援、要介護高齢者の増加が見込まれることから、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、効果的・効率的な地域支援事業を実施することができるよう、広域的な観点から市町村支援に取り組むもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>1 総括的事業</p> <p>① 宮城県介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会の設置・運営</p> <p>② 市町村課長等セミナーの開催</p> <p>2 現状分析、実情把握、地域課題分析、実績評価支援事業</p> <p>① 地域課題分析・実績評価研修会の開催</p> <p>② 市町村データの分析・調査</p> <p>3 自立支援・重度化防止等に向けた地域ケア会議、介護予防に関する市町村支援事業</p> <p>① みやぎフレイル対策市町村サポート事業</p> <p>② アドバイザー派遣、先行自治体視察支援</p> <p>4 リハビリテーション専門職等の活用支援事業</p> <p>① リハビリテーション専門職等の広域派遣調整に係る関係者連絡会の開催</p> <p>② 地域の実情に応じた課題解決及び人材育成に関する研修会の開催</p> <p>③ リハビリテーション専門職等の人材育成研修会の開催</p> <p>5 地域包括ケアシステムの深化・推進支援</p> <p>① 事業所管理者向け研修会の開催</p> <p>② 在宅医療・介護連携推進に関する研修会の開催</p> <p>6 一般県民への普及啓発</p> <p>マスコミ、SNS、イベント等を活用した、フレイル予防の正しい知識・理解の普及啓発</p> <p>7 健康・生きがいづくり事業</p> <p>高齢者福祉の向上及び高齢者の社会参加促進に必要な、地域で活動する人材の確保</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|--------------------------------|
| 1 事業名 | 介護人材確保対策緊急アクションプラン推進費 (新・宮城の将来ビジョン推進 介護人材確保対策緊急アクションプラン事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 127,953千円 | 3 担当課 | 保健福祉部長寿社会政策課 (TEL:211-2554) |
| 4 目的 | 団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年には、我が県では約4千人の介護職員が不足する見込みであるため、外国人介護人材の確保を中心に積極的に取り組むもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>(1) 外国人人材の確保 102,453千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 外国現地機関との直接連携事業 外国の現地機関と直接連携し、人材確保に関する情報収集や介護施設とのマッチングを支援 ② 外国人人材に対する定着支援事業 外国人介護人材の定着に向けた相談窓口の設置、介護施設向けの研修等の開催 ③ 特定技能外国人受入支援事業補助金 県内で就労を予定している特定技能外国人の受入に要する経費の補助 ④ 外国人留学生の学習・生活支援補助金 介護施設が介護福祉士養成校等の留学生に設定する奨学金等に対する補助 ⑤ 日本語学習等支援事業 外国人介護人材向け日本語・介護技術学習無料支援講座を開講し、語学力向上や資格取得を支援 ⑥ 外国人介護人材受入施設等環境整備事業 介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備費補助 ⑦ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 介護福祉士候補者(EPA)の日本語等学習に要する経費等の補助 ⑧ 外国人介護人材資格取得支援事業 外国人介護人材の介護福祉士実務者研修資格取得に係る研修受講等の支援 <p>(2) 介護イメージアップ事業 25,500千円 地域イベント等による介護職の普及啓発及び中高生向け体験型授業等の実施</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|--|-------|---|
| 1 事業名 | 特別養護老人ホーム建設等支援費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) | | |
| 2 当初予算額 | 1, 152, 500千円 | 3 担当課 | 特別養護老人ホーム整備費補助 特別養護老人ホーム等大規模改修費補助 保健福祉部長寿社会政策課 (TEL: 211-2549) |
| 4 目的 | 介護サービス基盤の整備を促進するため、特別養護老人ホームの建設及び長寿命化に資する大規模改修に対して補助を行うもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>1 特別養護老人ホーム整備費補助 757, 500千円 定員30人以上の特別養護老人ホームの建設について補助を行うもの。</p> <p>2 特別養護老人ホーム等大規模改修費補助 395, 000千円 築30年以上で定員30人以上の特別養護老人ホーム（併設する短期入所施設含）の長寿命化に資する大規模改修について補助を行うもの。</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|--|-------|-------------------------------|
| 1 事業名 | スマートみやぎプロジェクト推進費 (新・宮城の将来ビジョン推進 事業名) スマートみやぎプロジェクト (各課別歳出予算概要事業名) 健康づくり推進事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 15,606千円 | 3 担当課 | 保健福祉部健康推進課 (TEL: 211-2624) |
| 4 目的 | 県民の運動・食生活等生活習慣の改善を図るため、スマートみやぎ健民会議(県民運動)を基盤とし、日常的に健康づくりが実践できる社会環境の整備を行うもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p style="margin: 0;">1 スマートみやぎ健民会議を基盤とした県民運動の推進【12,029千円】</p> <p style="margin: 0;">(1) 健康づくり優良団体表彰の実施 県内での主体的な健康づくり活動の奨励、拡大を図るため、職場や地域で積極的に活動を行っている団体及び自治体等を表彰する。</p> <p style="margin: 0;">(2) 県民運動の周知・広報 脱メタボ!みやぎ健康3.15.0(サイコー)宣言の普及や、健民会議応援企業による健康経営概念の普及イベント等を実施する。</p> <p style="margin: 0;">(3) デジタル身分証アプリを活用したウォーキングプラス15推進 デジタル身分証アプリ内の歩数計測ミニアプリを活用した歩数アップキャンペーンを実施し、参加者にインセンティブを付与する。</p> <p style="margin: 0;">2 みやぎヘルスサテライトステーション整備事業【1,154千円】</p> <p style="margin: 0;">県民が買い物帰りなど日常生活の中で気軽に健康づくりに取り組める拠点である「みやぎヘルスサテライトステーション」の運営費補助・拡大事業等を実施する。</p> <p style="margin: 0;">(1) ヘルスサテライトステーション運営費補助事業</p> <p style="margin: 0;">(2) ヘルスサテライトステーション拡大事業</p> <p style="margin: 0;">3 子どもの健康なからだづくり推進事業【2,423千円】</p> <p style="margin: 0;">市町村、幼稚園、保育所、学校等と連携し幼児期からの健康づくりを総合的に推進するための方策を検討し、連携事業を実施する。</p> <p style="margin: 0;">(1) 連携会議の開催</p> <p style="margin: 0;">(2) 地域特性を踏まえた連携企画事業の実施</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---|---|-------|---------------------------------|
| 1 事業名 | 結婚応援パスポート・子育て支援パスポート普及費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 結婚・子育て応援パスポート事業 (各課別歳出予算概要事業名) 次世代育成支援対策事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 9,625千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2528) |
| 4 目的 | 結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく応援する環境の整備を進めていくため、「結婚応援パスポート」と「子育て支援パスポート」の運営及び連携したプロモーションを行い、民間も含めた社会全体で結婚や子育てを応援する機運の醸成を図る。 | | |
| 5 事業概要 | 「結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」の運営経費 | | |
| <p>「結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」の運営経費</p> <p>(1) システム維持管理等業務 825千円 「結婚応援パスポート」、「子育て支援パスポート」サイトの維持・管理を行う。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>○「結婚応援パスポート」 対象：婚約中のカップル及び結婚してから2年以内の夫婦 (有効期限：入籍日又は結婚式の前後から2年間) 内容：パスポート提示により、協賛店舗が独自に設定する割引やサービスが受けられるもの。</p> <p>○「子育て支援パスポート」 対象：18歳以下のお子様がいるご家庭及び妊娠中の方がいるご家庭 (有効期限：末子が19歳になる日の前日まで) 内容：パスポート提示により、協賛店舗が独自に設定する割引やサービスが受けられるもの。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <pre> graph TD A[協賛店舗] -- "パスポート提示" --> B[新婚夫婦等] B -- "サービス提供" --> A B -- "登録申込" --> C[宮城県] C -- "ステッカー等提供" --> A C -- "パスポート交付" --> B </pre> </div> <p>(2) プロモーション業務 8,800千円 制度PRや登録店舗開拓を行うプロモーション業務(地域情報誌やSNSを活用したプロモーションなど)を、「結婚応援パスポート」と「子育て支援パスポート」で一体的に実施する。</p> | | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|---------------------------------|
| 1 事業名 | 授乳室設置促進費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進 授乳室設置促進事業 事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 次世代育成支援対策事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 42,612千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2528) |
| 4 目的 | 子ども連れでも安心して出かけやすい環境整備の一環として「置き型授乳室」の設置促進のため、設置費用を一部助成し、「どこに行っても授乳に困らない」環境づくりを進めていくもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>部局横断チームである「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」において、県産材を活用した「置き型授乳室」の製作や県内商業施設等へのモデル設置を実施し、「置き型授乳室」の普及啓発を行ってきたが、県内事業者による「置き型授乳室」設置をより一層促進し、「どこに行っても授乳に困らない」環境づくりを推進するため、「置き型授乳室」の設置費用について、助成を行うもの。</p> <p>1 置き型授乳室（購入・リース）補助事業 42,000千円 県内事業者等による「置き型授乳室」設置に係る費用を助成するもの。 ・一般の置き型授乳室設置 補助率1/2（上限36万円） ・県産材を使用した置き型授乳室設置 補助率2/3（上限48万円） ※県産材使用の上乗せ補助分（12万円）は、みやぎ環境税を活用</p> <p>2 事務費 612千円 ・県産材を使用した置き型授乳室の普及促進やモデル設置に伴う保険料 など</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|--|-------|---------------------------------|
| 1 事業名 | 少子化対策支援市町村交付金 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 少子化対策市町村支援事業 (各課別歳出予算概要事業名) 少子化対策事業費 地域少子化対策重点推進交付金事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 292,000千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2528) |
| 4 目的 | 市町村が地域の実情に応じて主体的に取り組む少子化対策事業について支援するもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>1 少子化対策市町村支援事業 100,000千円(「次世代育成・応援基金」活用事業) 市町村が行う少子化対策事業(国庫対象外)に対する支援</p> <p>(1) 対象事業メニュー(仙台市は⑥のみ対象)</p> <p>①子育て支援サービス等の利用者負担軽減事業 ②妊娠・出産・子育てに関する相談体制及び情報発信の充実・強化 ③男性の家事・育児参加促進事業 ④「孤育て」解消に資する事業 ⑤不妊に対する支援事業 ⑥市町村提案事業【新規】</p> <p>(2) 補助率1/2(ただし、①について無償化する場合及び⑥については2/3) (3) 上限額1市町村あたり5,000千円(ただし①及び⑥に係る分は含めない。)</p> <p>2 地域少子化対策重点推進交付金事業 192,000千円(国庫事業) 市町村が行う少子化対策事業についての支援</p> <p>(1) 地域結婚支援重点推進事業(補助率:国2/3~3/4) 若い世代向けのライフデザインセミナーや婚活セミナーの開催など</p> <p>(2) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 (補助率:国1/2~2/3) 男性の育休取得と家事・育児参画促進、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組など</p> <p>(3) 結婚新生活支援事業 結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)の支援 対象世帯:夫婦共に39歳以下かつ世帯所得500万円未満の新婚世帯 補助上限額:夫婦共に29歳以下 600千円、30~39歳 300千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県主導型市町村連携コース(補助率:国2/3) ・一般コース(補助率:国1/2) | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|----------------------------------|
| 1 事業名 | 地域子ども・子育て支援費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 地域子ども・子育て支援事業 | | |
| | (各課別歳出予算概要事業名) 地域子ども・子育て支援費 | | |
| 2 当初予算額 | 3, 100, 000千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL: 211-2528) |
| 4 目的 | 安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現を目指し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」に対し、県が補助するもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>1 事業内容</p> <p>地域子ども・子育て支援事業費 3, 099, 929千円</p> <p>(1) 利用者支援事業 64, 191千円 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するために要する費用の補助</p> <p>(2) 延長保育事業 210, 826千円 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施するために要する費用に対する補助</p> <p>(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 579千円 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具の購入や行事への参加費用等への助成に要する費用への補助</p> <p>(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 14, 942千円 新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用に対する補助</p> <p>(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 1, 777, 767千円 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、事業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために必要な費用に対する補助</p> <p>(6) 子育て短期支援事業 2, 877千円 母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施す</p> | | |

るために必要な費用に対する補助

(7) 乳児家庭全戸訪問事業 27,825千円

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うために要する費用への補助

(8) 養育支援訪問事業 13,609千円

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行うために要する費用への補助

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 5,819千円

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施するために要する費用に対する補助

(10) 地域子育て支援拠点事業 424,139千円

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行うために要する費用に対する補助

(11) 一時預かり事業 360,574千円

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園等の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うために要する費用への補助

(12) 病児保育事業 77,954千円

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行うために必要な費用への補助

(13) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 24,394千円

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うために必要な費用に対する補助

(14) 安心子ども基金からの移行事業 94,433千円

2 根拠法令 子ども・子育て支援法 第67条第3項

3 補助率 国1/3、県1/3、市町村1/3

※(1)利用者支援事業 国2/3、県1/6、市町村1/6

4 事務費 71千円

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|---------------------------------|
| 1 事業名 | 若い世代への少子化対策強化費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 若い世代への少子化対策強化事業 (各課別歳出予算概要事業名) 結婚支援事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 50,424千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2528) |
| 4 目的 | 少子化の一因である未婚化・晩婚化に対応するため、結婚を希望する若い世代の出会いの機会の拡大を図るとともに、高校生・大学生向けに、妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識の普及・啓発を行うもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>1 結婚支援事業 39,859千円</p> <p>令和3年9月から開設した「みやぎ結婚支援センター（みやマリ!）」の運営とともに、結婚希望者のマッチング支援や出会いの機会づくりを目的としたイベントを開催するほか、AIマッチングシステムを活用したマッチング支援を行い、結婚を希望する若い世代の出会いの機会増加を図るもの。また、利用者の利便性向上を目的に、本人確認面談のオンライン化を実施する。</p> <p>(1) 結婚相談及びマッチング支援業務 (2) 出張（臨時）相談・登録会業務 (3) 婚活交流イベント業務 (4) 結婚支援ポータルサイトの運営・管理 (5) 会員向けセミナー業務 (6) AIマッチングシステム運用・保守</p> <p>2 ライフプラン形成支援事業 6,309千円</p> <p>高校生・大学生を対象としたセミナーの開催や啓発冊子の配布を通じ、早い時期から妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識を身に付け、結婚や子育てに対する不安の軽減や前向きなライフプランの形成を支援する。</p> <p>3 結婚新生活支援事業周知事業 2,000千円[新規]</p> <p>市町村が実施する結婚新生活支援事業の広報・周知を実施し、当該事業の認知度向上を図る。</p> <p>4 事務費等 2,256千円</p> | | |



主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|---------------------------------|
| 1 事業名 | 待機児童解消推進費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 待機児童解消推進事業 (各課別歳出予算概要事業名) 待機児童解消推進費 | | |
| 2 当初予算額 | 240,412千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2529) |
| 4 目的 | 保育所等の待機児童ゼロを目指し、市町村が行う保育所整備等に対して補助を行うほか、各種待機児童解消施策を効果的・効率的に推進し、県内における保育所等の待機児童の解消を図る。 | | |
| 5 事業概要 | <p>1 事業内容</p> <p>(1) 保育所等整備支援 8,375千円</p> <p>①民間保育所整備支援に対する助成 (対象:2施設、補助率:県1/2、市町村1/4、事業者1/4)</p> <p>(2) 子育て安心プラン強化事業 52,007千円</p> <p>① 医療的ケア児保育支援事業 (対象:7施設、補助率:国2/3、県1/6、市町村1/6 ※政令市除く)</p> <p>② 保育環境改善等事業 (対象:2施設、補助率:国1/3、県1/3、市町村1/3 ※政令市除く)</p> <p>(3) 保育施設整備緊急加速化事業 180,000千円</p> <p>民間事業者による保育所等の整備への補助</p> <p>① 沿岸部被災地復興型:沿岸部被災地における保育施設の整備への補助 (対象8施設、補助率:県3/4、事業者1/4)</p> <p>② 県内における保育施設の整備への補助 (対象2施設、補助率:県1/2、事業者1/2)</p> <p>(4) 事務費 30千円</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|---------------------------------|
| 1 事業名 | 不妊検査費用助成費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 不妊検査費用助成事業 (各課別歳出予算概要事業名) 周産期医療対策事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 36,100千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2633) |
| 4 目的 | 市町村が行う不妊検査費用の助成に対して補助を行い、不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦の早期の不妊検査受診を促進し、不妊治療に繋げるもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>○不妊検査費用助成事業 市町村が行う不妊検査費用助成事業に対する支援</p> <p>(1) 補助率 10/10</p> <p>(2) 助成対象者 不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦で、検査開始日における妻の年齢が43歳未満である夫婦。</p> <p>(3) 助成対象となる検査 医師が不妊症の診断のために必要と認めた検査で、検査開始日から1年以内に受けた検査。</p> <p>(4) 助成金額及び助成回数 助成金額上限 3万円 助成回数 1組の夫婦につき1回限り</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|---------------------------------|
| 1 事業名 | 不妊治療医療助成費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) | | 不妊治療医療助成費 |
| | (各課別歳出予算概要事業名) | | 不妊治療医療助成費 |
| 2 当初予算額 | 150,000千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2633) |
| 4 目的 | 市町村が行う不妊治療医療費の助成に対して補助を行い、不妊に悩む夫婦や子どもを望む夫婦の経済的負担の解消を図るもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>○不妊治療医療費助成事業</p> <p>市町村が行う不妊治療医療費助成事業に対する支援</p> <p>(1) 補助率 10/10</p> <p>(2) 助成対象者 下記の①～③全てに該当する方 ①法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ②治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ③申請日時点で県内に3か月以上住所を有すること(夫婦のどちらかでも可)</p> <p>(3) 助成対象となる治療 先進医療の実施機関として厚生局から承認を受けている医療機関において、保険診療と組み合わせて実施された先進医療</p> <p>(4) 助成金額及び助成回数 助成金額上限 5万円 助成回数 保険診療の回数に準じる ・初回治療開始時の妻の年齢が40歳未満⇒6回 ・初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上⇒3回</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|--|-------|---------------------------------|
| 1 事業名 | 産後ケアサービス受皿確保支援費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 産後ケアサービス受皿確保事業 (各課別歳出予算概要事業名) 先進的な母子保健事業実施市町村支援費 | | |
| 2 当初予算額 | 54,000千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2633) |
| 4 目的 | 県内産後ケア事業者の受入余力を増やし、市町村が産後ケア事業を円滑に執行できるよう体制整備を図る。 | | |
| 5 事業概要 | | | |

○産後ケアサービス受皿確保事業

県内産後ケア事業所が産後ケア事業の受入数を増やすために行った取り組みに対する支援

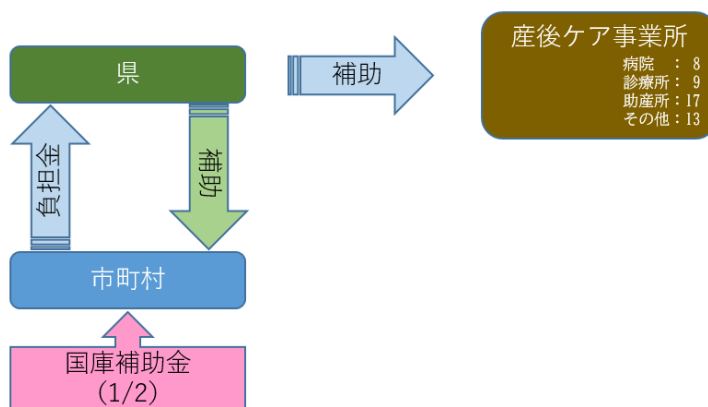
(1) 助成対象者

県内の市町村との集合契約を締結している産後ケア事業所

(2) 助成金額等

保育士等を雇用して受入数を増やした場合の人件費相当額
上限 180 万円/年

(3) 補助スキーム



(4) その他の取り組み

事業者の負担軽減（事務の簡素化・統一化）による受入枠増
 ・ 契約手続きの共通化・集合化、様式・委託金額の統一
 ・ 事務の共通化・省略化

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|---------------------------------|
| 1 事業名 | 出産・子育て応援交付金 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 出産・子育て応援交付金事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 259,000千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2528) |
| 4 目的 | 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備するもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>1 事業概要</p> <p>市町村が一体として実施する以下の事業を支援するもの。</p> <p>(1) 妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援</p> <p>(2) 妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（妊娠届出時5万円・出産届出時5万円：計10万円）</p> <p>2 事業主体</p> <p>市町村</p> <p>3 補助率</p> <p>(1) 出産・子育て応援給付金（子育て社会推進課） 国2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6</p> <p>(2) 伴走型相談支援（子ども・家庭支援課） 国1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4</p> <p>4 予算内訳</p> <p>(1) 出産・子育て応援給付金（子育て社会推進課） 240,000千円</p> <p>(2) 伴走型相談支援（子ども・家庭支援課） 19,000千円</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|--|-------|---------------------------------|
| 1 事業名 | 乳幼児医療助成費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) | | 乳幼児医療助成費 |
| | (各課別歳出予算概要事業名) | | 乳幼児医療助成費 |
| 2 当初予算額 | 1,400,000千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2532) |
| 4 目的 | 乳幼児の医療費に係る経済的負担を軽減し、適切な受診機会を確保することにより児童の健全育成に努める。 | | |
| 5 事業概要 | <p>(1) 補助内容</p> <p>市町村が行う子ども医療費助成事業に要する費用及び審査・支払業務委託費について補助金を交付する。</p> <p>(2) 補助対象年齢</p> <p>入院：義務教育就学前（0～6歳年度末）まで</p> <p>通院：義務教育就学前（0～6歳年度末）まで</p> <p>※ 所得制限 あり</p> <p>※ 一部負担額 なし</p> <p>(3) 県補助率</p> <p>1／2</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|----------------------------------|
| 1 事業名 | ヤングケアラー支援体制整備費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 次世代育成支援対策事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 13,285千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL:211-2531) |
| 4 目的 | ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を抱えることで、本人の育ちや教育に影響を与えるなどの課題があることから、機関連携による支援体制の構築と相談支援体制の充実を図るもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>(1) 関係機関職員研修の実施 470千円</p> <p>ヤングケアラーを早期発見できる立場にある教職員等の関係機関を対象とする研修の実施や関係機関が実施する研修会へ講師を派遣する。</p> <p>(2) ヤングケアラー・コーディネーター派遣 215千円</p> <p>市町村等に児童相談所OB等の専門家(ヤングケアラー・コーディネーター)を派遣し、把握・発見したヤングケアラーを適切な支援に繋ぐための助言(スーパーバイズ)などを行うとともに、市町村に対して国の事業を活用した支援策の充実を促す。</p> <p>(3) ピアサポート・オンラインサロン等の企画運営 12,600千円</p> <p>ヤングケアラーやその保護者を対象にした相談対応やヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うサロン等を実施する。</p> <p>[事業内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 ①ピアサポート相談支援体制の推進 <li style="padding-left: 20px;">②オンラインサロンの設置・運営 <li style="padding-left: 20px;">③SNSを活用した相談の実施 <li style="padding-left: 20px;">④市町村との連携(市町村の実情把握、支援体制の推進) ・業務形態 業務委託 | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|--|-------|----------------------------------|
| 1 事業名 | 児童相談所音声マイニングシステム運営費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 児童相談所音声マイニングシステム導入・運用事業 (各課別歳出予算概要事業名) 児童虐待防止強化事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 12,000千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL:211-2531) |
| 4 目的 | 児童相談所にAI音声認識システムを整備して定型業務を効率化することにより、職員の負担軽減を図るとともに、児童・家庭への専門的な援助活動など、児童相談所の機能強化を図るもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>○児童相談所音声マイニングシステム導入・運用 12,000千円 (AI音声認識システム)</p> <p>相談対応件数が年々増加傾向にあり、その内容が複雑化・多様化している相談業務において、対応困難案件に対して適時適切な助言の実施や自動でテキスト化された通話データを利用して、短期間で相談記録を作成するための音声マイニングシステムを導入・運用する。</p> <p>[事業内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容 音声マイニングシステム運用保守 ・事業場所 中央児童相談所 ・業務形態 業務委託 | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|----------------------------------|
| 1 事業名 | 子どもの貧困対策推進費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進 子どもの貧困対策推進事業 事業名) | | |
| | (各課別歳出予算概要事業名) 子どもの貧困対策推進費 | | |
| 2 当初予算額 | 16,353千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL:211-2528) |
| 4 目的 | 市町村が行う子どもの貧困対策事業や「子ども食堂ネットワーク」の活動に対する支援等により、地域のニーズや資源に応じた子どもの貧困対策を推進するもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>1 子どもの貧困対策市町村支援事業 6,150千円 地域の実情に応じて市町村が行う取組(活動団体助成等)へ補助を行う。 補助率:1/2(上限1,000千円)※仙台市は除く</p> <p>2 子どもの貧困対策広報事業 2,000千円 検索エンジンやSNS上の広告を活用し、子どもの貧困対策の啓発や県の取組紹介、ふるさと納税等の制度PRを行う。</p> <p>3 子どもの居場所づくり活動団体ネットワーク事業 7,864千円 令和2年度に構築した「みやぎこども食堂ネットワーク」を通じて、①情報発信、②子ども食堂の立ち上げ支援・体制強化支援、③寄附物品の保管及び配送支援を行う。</p> <p>4 子どもの貧困対策担当者研修会 339千円 市町村担当者や、地域で子どもの貧困対策に取り組む団体等を対象とした研修会を開催する。</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|--|-------|----------------------------------|
| 1 事業名 | 児童虐待対策費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 児童虐待防止強化事業 | | |
| | (各課別歳出予算概要事業名) 児童虐待防止強化事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 148,000千円 | 3 担当課 | 保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL:211-2531) |
| 4 目的 | 増加を続け、より複雑化・深刻化している児童虐待を防止するため、関係機関との連携強化、児童相談所の体制強化及び職員の専門性の向上等を図るとともに、社会的養育が必要な子どもの権利擁護の推進を図るもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>(1) 児童相談所体制強化事業 49,835千円</p> <p>① 市町村との連携強化事業 11,952千円 市町村に援助技術等の支援を行う児相OBや保健師OBなどを児童相談所に配置する。</p> <p>② 児童の安全確認等のための体制強化事業費 17,955千円 児童虐待通告・相談の受付、児童記録の整理等を行う対応員を児童相談所に配置する。</p> <p>③ 専門性強化事業 6,824千円 児童相談所職員について、各所での研修の主催又は外部研修に参加することで、児童相談所職員としての専門性強化を図る。</p> <p>④ スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 1,169千円 外部からスーパーバイザーを招き、複雑な児童虐待のケース等に対して専門的・技術的な助言・指導を受ける。 児童の一時保護や施設入所措置をするに当たり、児童の意見を聴取するための仕組み等を検討するため、「子どもの権利擁護推進」のための検討及び職員研修を実施する。</p> <p>⑤ 医療機関連携体制強化事業 1,155千円 地域の法医学医等を招き、困難ケース等に対して専門的・技術的助言を受け</p> <p>る。</p> <p>⑥ 児童相談所管理システムの運用 1,254千円 児童相談所情報管理システムの運用による児童相談所の業務の効率化、業務負担の軽減を図る。</p> <p>⑦ 一時保護機能強化事業 9,526千円 一時保護所に学習指導員を配置し、入所児童の学習環境の充実を図る。</p> | | |

(2) 児童虐待防止体制強化事業 42,900 千円

- ① 要保護児童対策地域協議会機能強化事業 808 千円
市町村の要保護児童対策地域協議会の構成機関等を対象とした研修会を開催し、要対協の機能強化を支援するとともに、乳幼児精健等の発達支援に従事する市町村職員を対象とする研修及び支援を実施する。
- ② 児童福祉司等専門職採用活動支援事業 305 千円
児童福祉分野の大学や専門学校等での講義や実習の受け入れを行い、専門職員の確保に繋げる。
- ③ 児童相談所第三者評価の実施 934 千円
児童相談所等の業務の第三者評価を行い、業務の質の評価・改善を図る。
- ④ 児童養護施設等体制強化事業 40,790 千円
児童養護施設等に対し補助職員の雇上費を補助し、人材不足の解消と体制の強化を図る。
- ⑤ 宮城県子ども虐待対策連絡協議会事業 63 千円
児童虐待に対応する保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関・団体が構築する連携・連絡体制が円滑に展開できるよう、子ども虐待に関する対策等を総合的に調整する協議会を開催する。

(3) 児童虐待防止相談支援・広報啓発事業 41,731 千円

- ① 児童虐待を防止するための SNS 相談の実施 23,573 千円
子ども・子育て世帯などを対象とした LINE 相談窓口を設置し、子育ての不安解消、子育て世帯・子どもの孤立、児童虐待の防止等を図る。
- ② 児童相談所共通ダイヤル受付事務委託事業 7,059 千円
夜間休日の児童相談所共通ダイヤルの受付業務を民間団体に委託し、児童の安全確保の一層の充実を図る。
- ③ 中高生を対象とした児童虐待防止講座の実施 210 千円
中高生を対象に体罰によらない子育てや児童虐待が子どもに与える影響等について講義・演習を行い、児童虐待防止を図る。
- ④ 児童虐待防止のための広報啓発等事業 10,889 千円
新たに SNS やメディアを活用しながら、11 月の虐待防止月間に合わせて重点的に広報啓発を行い、児童虐待の未然防止及び早期発見を図る。

(4) 児童養護施設入所児童等権利擁護推進事業 13,534 千円

- ① 児童養護施設入所児童等権利擁護推進事業 11,514 千円
一時保護所や児童養護施設を意見表明支援員が定期的に訪問し、子どもの意見表明等支援を実施するほか、意見表明支援員の養成研修を実施する。
- ③ 未成年後見人支援事業 2,020 千円
親を亡くした子などの未成年後見人の報酬や損害賠償保険料を補助し、未成年後見人の確保を図る。

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|---------------------------------|
| 1 事業名 | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進費 (新・宮城の将来ビジョン推進 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 精神障害者地域移行支援事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 49,204千円 | 3 担当課 | 保健福祉部精神保健推進室 (TEL: 211-2518) |
| 4 目的 | 「精神障害者地域移行支援等事業」において実施してきた取組に加え、「地域包括ケア体制」の構築を進める必要があること、また、病院再編により精神科領域の大幅な変動が見込まれることから、令和6年度より標記事業として拡充する。 | | |
| 5 事業概要 | <p>1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業</p> <p>精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・保健・福祉、地域の助け合い、普及啓発などが包括的に確保された、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すもの。</p> <p>(1) 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業</p> <p>① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置</p> <p>② 構築推進サポーターの活用</p> <p>③ 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業</p> <p>(2) 普及啓発に係る事業</p> <p>① 心のサポーター養成事業</p> <p>② 精神保健福祉普及啓発事業</p> <p>(3) 当事者・家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業</p> <p>(4) 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業</p> <p>(5) 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業</p> <p>2. 入院者訪問支援事業</p> <p>R6年4月の法改正により創設される法定事業。市町村長同意の医療保護入院者等への訪問支援員の派遣を行うもの。</p> <p>3. 重点圏域（仙南・岩沼・黒川）の体制整備事業</p> <p>病院再編により精神科領域の大幅な変動が見込まれる3圏域（仙南・岩沼・黒川）の体制整備を強化するもの。</p> <p>(1) コーディネーター配置事業</p> <p>(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業</p> <p>(3) 地域移行を推進する病院等への体制整備事業</p> <p>(4) 地域への普及啓発</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|--------------------------------|
| 1 事業名 | ひきこもり対策推進費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) ひきこもり支援推進事業 (各課別歳出予算概要事業名) ひきこもり対策費 | | |
| 2 当初予算額 | 38,323千円 | 3 担当課 | 保健福祉部精神保健推進室 (TEL:211-2543) |
| 4 目的 | ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人、家族等を支援することにより、本人の自立を促進し、本人、家族等の福祉の増進を図るもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>1 各保健福祉事務所の専門相談 2,223千円 各保健福祉事務所において、精神科医及び精神保健福祉士等の相談員による専門相談の体制を整備し、関係機関との連携を図る。</p> <p>2 ひきこもり地域支援センター事業 16,356千円 ひきこもり対策を推進するため、保健福祉事務所、市町村及び関係機関・団体との連携による相談支援、ひきこもりに関する情報の提供、支援者の育成並びに支援体制を整備することにより、ひきこもり本人の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る。</p> <p>3 ひきこもり居場所支援モデル事業 19,744千円 居場所設置により、本人の社会参加や孤立防止を図るとともに、より住民に身近な市町村での実施を促す。また、実際に居場所に行くことが困難な当事者向けに、オンライン上の居場所を設置する。</p> | | |

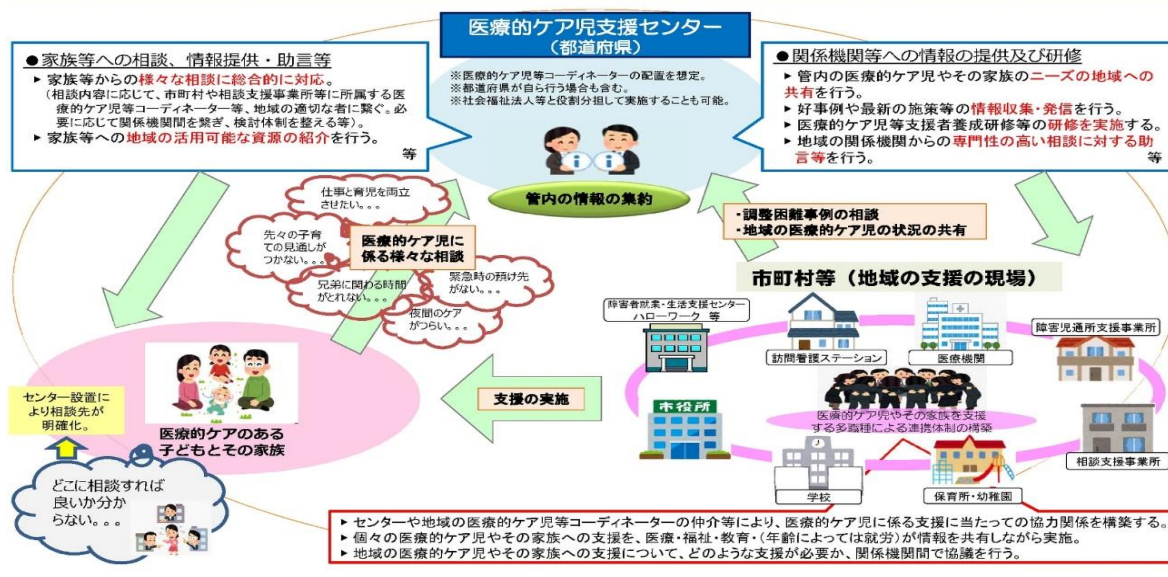
主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|---------------------------------|
| 1 事業名 | 医療的ケア等体制整備推進費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 医療的ケア児等支援体制整備推進事業 (各課別歳出予算概要事業名) 障害福祉施設支援費 | | |
| 2 当初予算額 | 37,370千円 | 3 担当課 | 保健福祉部精神保健推進室 (TEL: 211-2543) |
| 4 目的 | 在宅で生活する重症心身障害児者など、医療的ケア等を必要とする障害児者やその家族(医療的ケア児等)が、身近な地域で充実した支援が受けられる体制を整備するもの。 | | |
| 5 事業概要 | | | |

- 1 協議の場の設置 570千円
 - 2 医療的ケア児等コーディネーター配置事業 5,312千円
 - 3 医療的ケア児等相談支援センター運営事業 31,488千円
- 県が設置・運営(委託)し、仙台市を含む県内全域を対象とし、医療的ケア児等が適切な支援を受けることができる体制を整備するもの。
- (1) 配置職員 常勤: 看護師1名、理学療法士1名、社会福祉士1名
 (全員が相談支援専門員の有資格者、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者)
 医師等を専門職アドバイザーとして委嘱
- (2) 業務内容
- ①専門的な相談支援
 - ②関係機関等への情報提供及び研修
 - ③関係機関との連絡調整
 - ④医療的ケア児等支援に係る調査等
 - ⑤その他関連業務

医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援(イメージ)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現
 ■医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等
どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。



主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|-------------------------------|
| 1 事業名 | 障害者差別のない共生社会推進費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 障害者差別のない共生社会推進事業 (各課別歳出予算概要事業名) 障害者差別のない共生社会推進事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 13,000千円 | 3 担当課 | 保健福祉部障害福祉課 (TEL: 211-2538) |
| 4 目的 | 令和3年4月に施行された「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」を契機として、障害者差別の解消に向けた普及啓発事業と情報保障に取り組むもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>1 障害者差別解消についての普及啓発事業 【12,000千円】</p> <p>障害を理由とする差別は、障害や障害者に対する理解不足が原因であると考えられることから、啓発用リーフレット等による普及啓発を行うとともに、県民と障害者が交流する機会の創出も並行して行う。</p> <p>(1) 普及啓発用リーフレット 県民及び事業者向けにリーフレットを活用した普及啓発を行う。</p> <p>(2) 普及啓発用ステッカー 普及啓発用ステッカー等による県内交通機関等への広告掲載を通じて、差別解消等の制度について、県民や事業者に広く情報発信する。</p> <p>(3) 交流による相互理解の促進 小学生から30代までの各カテゴリーに応じた児童生徒や学生、県民と障害者が交流する機会を創出し、共生社会の実現に向けた相互理解を図る。</p> <p>2 地域における読書バリアフリー体制強化事業 【1,000千円】</p> <p>自ら情報を入手することが困難な視覚障害者を対象に、読書バリアフリー法の施行を踏まえ、地域の公立図書館と連携し、視覚障害者の利用に適した情報機器の普及とサピエ図書館(全国規模の電子図書サービス)の利用を促進する。</p> <p>(1) 体験機会の創出 視覚障害者向け情報機器・サピエの利用体験、相談会を各地域で開催する。</p> <p>(2) 情報発信の強化 公立図書館を対象とした視覚障害者向けサービス講習を実施する。</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|---|-------|-------------------------------|
| 1 事業名 | 障害者アート作品を通じた相互理解促進費 (新・宮城の将来ビジョン推進 障害者アート作品を通じた相互理解促進事業名) 事業 (各課別歳出予算概要事業名) 障害者差別のない共生社会推進事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 15,000千円 | 3 担当課 | 保健福祉部障害福祉課 (TEL: 211-2538) |
| 4 目的 | 障害者が様々な分野でその能力を発揮し活躍する機会を確保するとともに、県民と障害者が交流する機会等を創出することにより、相互理解を促進し共生社会づくりを推進するもの。 | | |
| 5 事業概要 | 障害者アート作品の展示や交流イベントの開催を通じて、県民と障害者が交流する機会を創出するとともに、作品の商品・広告等への活用を通じて、県民が障害者アート作品に触れる機会を創出し、共生社会の実現に向けた相互理解の促進を図る。 | | |

障害者アート作品の展示や交流イベントの開催を通じて、県民と障害者が交流する機会を創出するとともに、作品の商品・広告等への活用を通じて、県民が障害者アート作品に触れる機会を創出し、共生社会の実現に向けた相互理解の促進を図る。

1 展示会・交流イベント

【10,000千円】

(1) 展示会

まちの賑わう場所やWebサイト等において、障害者アート作品の展示を行う。

(2) 交流イベント

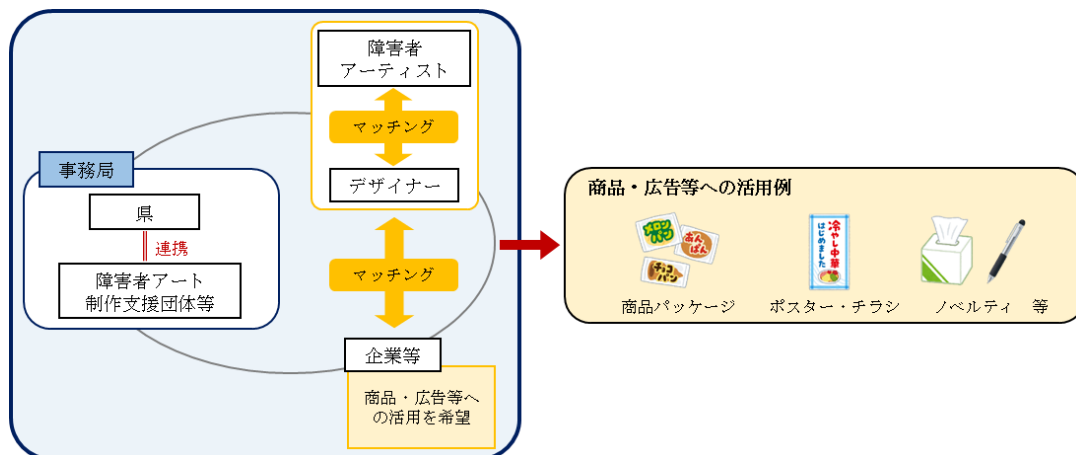
セミナー講演やワークショップ等の交流イベントを行う。

2 商品・広告等への活用に向けた取組

【5,000千円】

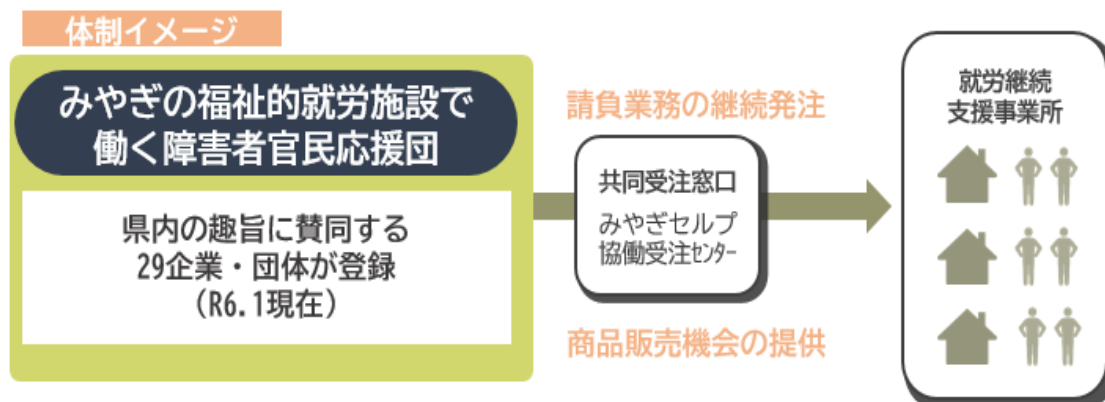
県内の障害者アート作品の制作を支援する団体等と連携し、障害者アート作品等の2次利用としての商品・広告等への活用を通じて、県民が障害者アート作品に触れる機会を創出し、さらなる理解促進・認知度向上を目指す。

【事業スキーム】



主 要 事 業 概 要

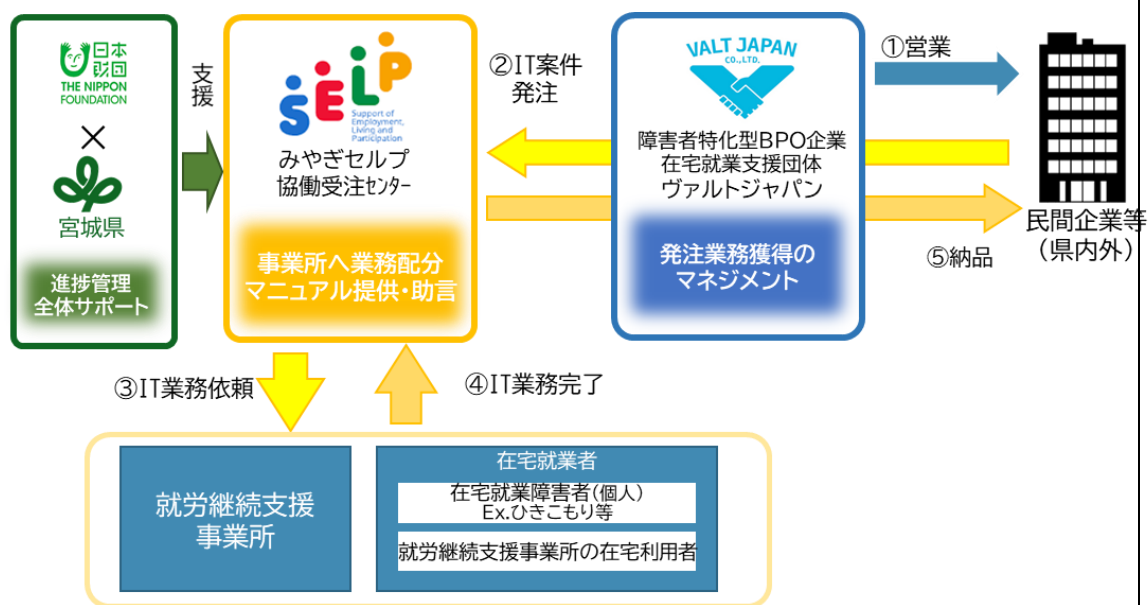
| | | | |
|---------|--|-------|-------------------------------|
| 1 事業名 | 働く障害者のための官民応援共生社会推進費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 働く障害者の官民応援による共生社会推進事業 (各課別歳出予算概要事業名) 障害者就労継続支援事業所地域活動支援事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 7,800千円 | 3 担当課 | 保健福祉部障害福祉課 (TEL: 211-2541) |
| 4 目的 | 障害者の経済的自立と社会参加による共生社会を推進するため、県内企業等との応援体制を構築し、働く障害者への理解促進とともに受注機会の拡大を図るもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>令和4年6月、県内の障害者就労継続支援事業所の生産活動機会を確保するため、趣旨に賛同する県内21企業・団体で「みやぎの福祉的就労施設で働く障害者官民応援団」を結成。参加企業等からの受注機会の確保及び事業所商品の販売機会の確保等への協力を得て、地域に根ざした継続かつ安定的な受注体制の整備を図る。</p> <p>【主な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同受注窓口と連携し、参加企業等との具体的取組を計画的に実施 例) 清掃・除草等請負業務の発注への協力 障害者アートを活用したノベルティグッズ開発・発注への協力 事業所商品の販売機会の確保への協力 (従業員向けカタログ販売、構内での商品販売会) ・ 県内各圏域での賛同企業・団体の募集・登録 ・ 活動報告会、セミナーの開催 等 | | |



主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|--|-------|-------------------------------|
| 1 事業名 | IT市場での精神障害者等就労促進費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) IT市場での精神障害者等就労促進事業 (各課別歳出予算概要事業名) 障害者就労継続支援事業所地域活動支援事業費 | | |
| 2 当初予算額 | 4, 180千円 | 3 担当課 | 保健福祉部障害福祉課 (TEL: 211-2541) |
| 4 目的 | 増加する精神障害者等の社会参加を促進するため、障害特性に適応しやすいIT関連業務分野での受注体制を整備し、就労継続支援事業所利用者及び在宅就業者の就労機会を創出する。 | | |
| 5 事業概要 | 日本財団と連携し、県内唯一の共同受注窓口「みやぎセルプ協働受注センター」に事業費を補助（みやぎセルプは、障害者特化型BPO企業・在宅就業支援団体である「VALT JAPAN」と連携）し、IT関連業務の受注開拓、就労継続支援事業所の利用者及び在宅就業希望者へ業務提供と業務サポートを実施することで、就労機会創出を図る。 (1) IT業務受注拡大支援 ・IT関連業務受注獲得のための営業活動 ・事業所等へ配分した業務の品質管理等のマネジメント (2) 在宅就業者社会参加支援 ・在宅就業者とのネットワーク構築、潜在的な在宅就業希望者の掘り起こし ・在宅就業者への業務提供・サポート | | |

<体制イメージ>



主 要 事 業 概 要

| | | | |
|---------|--|-------|--------------------------------|
| 1 事業名 | 発達障害児者総合支援費 | | |
| | (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 発達障害児者総合支援事業 (各課別歳出予算概要事業名) 発達障害者支援促進費 | | |
| 2 当初予算額 | 122,608千円 | 3 担当課 | 保健福祉部精神保健推進室 (TEL:211-2543) |
| 4 目的 | 発達障害児者及びその家族がライフステージに応じて、身近な地域で支援を受けられる体制を整備するもの。 | | |
| 5 事業概要 | <p>1 発達障害者支援センター運営事業 22,850千円 発達障害者支援センター「えくぼ」及び子ども総合センター内に設置する「県直営センター」において、圏域に配置する発達障害者地域支援マネージャー等と連携し、地域の支援者等への支援及び研修機会の提供などを通じて、支援体制の充実を図る。</p> <p>2 発達障害者地域支援マネージャー配置事業 57,654千円 各圏域に専門職を発達障害者地域支援マネージャーとして配置し、市町村等の身近な支援者を支援し、圏域における支援体制を構築する。</p> <p>3 障害児等療育支援事業 28,000千円 各圏域に障害児等療育支援事業所を設置し、身近な地域での相談、療育支援を実施。</p> <p>4 発達障害者支援推進会議 193千円 医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関及び有識者による施策検討の場を設置。</p> <p>5 発達障害者家族支援事業 5,024千円 家族が地域で発達障害について学び、また、家族や当事者同士の交流機会を持てる体制づくりを推進する。各圏域において、ペアレント・プログラム等の普及や先輩保護者であるペアレント・メンターを活用した家族支援、ピアサポート等の当事者会運営の支援を実施。</p> <p>6 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 8,887千円 東北大学病院を拠点病院に位置付け、発達障害の専門医の養成や、専門的医療機関のネットワーク構築、地域のかかりつけ医を対象とした発達障害の対応力向上研修を実施。</p> | | |

主 要 事 業 概 要

| | | | |
|--|---|-------|--------------------------------|
| 1 事業名 | 心のケアセンター運営費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 心のケアセンター運営事業 (各課別歳出予算概要事業名) 心のケアセンター運営費 | | |
| 2 当初予算額 | 218,476千円 | 3 担当課 | 保健福祉部精神保健推進室 (TEL:211-2518) |
| 4 目的 | 東日本大震災による被災者の心的外傷後ストレス障害 (PTSD)、うつ病、アルコール関連問題、自死等様々な心の問題への対応とともに、被災精神障害者の地域生活を支援するため、心のケアの拠点となる「みやぎ心のケアセンター」を運営する。 みやぎ心のケアセンターから地域精神保健福祉活動への移行に向け、支援者の技術向上を図りながら体制整備を行う。 | | |
| 5 事業概要 | 「みやぎ心のケアセンター」の運営等を行うもの | | |
| (1) 委託先 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会 (2) 設置場所 平成23年度に基幹センターを仙台市内に設置 平成24年度に地域センターを石巻、気仙沼市内に設置 (3) 職員 精神科医、心理職、精神保健福祉士、保健師等の専門職を配置 | | | |
| (4) 事業内容 ①住民支援：切れ目のない住民支援を継続し、心のケアに関する専門職員として、市町及び保健所と連携しながら訪問・相談等を行う。 ②支援者支援：人材育成の視点を含めた個別事例へのスーパーバイズ（事例検討）や同行訪問等による技術支援を継続するとともに、市町及び保健所の地域精神保健福祉活動の移行に向けた助言・協力を行う。 ③普及啓発：地域のメンタルヘルス向上、重症化予防に向けた住民への普及啓発活動を市町及び保健所と連携して実施する。 | | | |
| (5) みやぎ心のケアセンターの業務移行のイメージ | | | |
| <p>令和2年度</p> <p>令和3年度～令和7年度</p> <p>令和3年度～</p> <p>心のケアセンター</p> <p>住民支援</p> <p>支援者支援</p> <p>普及啓発</p> <p>人材育成</p> <p>調査研究</p> <p>心のケアセンター</p> <p>被災地活動の継承</p> <p>住民支援</p> <p>支援者支援</p> <p>普及啓発</p> <p>市町</p> <p>保健所</p> <p>精神保健福祉センター</p> <p>圏域の状況に応じて順次移行させながら、地域精神保健福祉活動の充実を図る。</p> | | | |

4 主要な計画の概要

主要な計画一覧

| No. | 計画の名称・概要 | 策定期 | 計画期間 | 担当課室 | 頁 |
|-----|---|-------|------------|---------------|----|
| 1 | 宮城県地域福祉支援計画(第4期) | R3.3 | R3 ~R7 | 社会福祉課 | 75 |
| | 住民主体による地域福祉を推進することを目的として策定したもの。 | | | | |
| 2 | 宮城県再犯防止推進計画 | R2.3 | R2 ~R6 | 社会福祉課 | 75 |
| | 本県における再犯防止推進の基本方針と施策の方向性を定めた計画。 | | | | |
| 3 | 第8次宮城県地域医療計画 | R6.4 | R6 ~R11 | 医療政策課 | 75 |
| | 県民の医療に対する安心と信頼を確保し、良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立を目的として策定したもの。 | | | | |
| 4 | 第9期みやぎ高齢者元気プラン | R6.3 | R6 ~R8 | 長寿社会 政策課 | 76 |
| | 高齢者福祉施策の基本的な方向性を示したもの。 | | | | |
| 5 | 第3次みやぎ21健康プラン | R6.3 | R6 ~R17 | 健康推進課 | 76 |
| | 総合的な健康づくりの指針として策定したもの。 | | | | |
| 6 | 第4期宮城県食育推進プラン | R3.3 | R3 ~R7 | 健康推進課 | 76 |
| | 宮城の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するために策定したもの。 | | | | |
| 7 | 第4期宮城県がん対策推進計画 | R6.3 | R6 ~R11 | 健康推進課 | 77 |
| | がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定したもの。 | | | | |
| 8 | 第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画 | R6.3 | R6 ~R17 | 健康推進課 | 77 |
| | 県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したもの。 | | | | |
| 9 | 第2期宮城県循環器病対策推進計画 | R6.3 | R6 ~R11 | 健康推進課 | 77 |
| | 循環器病対策の方向性を示し、更に推進するために策定したもの。 | | | | |
| 10 | 宮城県感染症予防計画 | R6.4 | R6 ~R11 | 疾病・感染症 対策課 | 77 |
| | 感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めるため策定したもの。 | | | | |
| 11 | 宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画 | H26.3 | — | 疾病・感染症 対策課 | 78 |
| | 新型インフルエンザ等の発生予防やまん延防止などに係る各種対策を講じることを目的に策定したもの。 | | | | |
| 12 | みやぎ子ども・子育て幸福計画(令和2年度~令和6年度) | R2.3 | R2 ~R6 | 子育て社会 推進課 | 78 |
| | 次世代育成支援対策及び少子化対策を推進するための計画 | | | | |

| | | | | | |
|----|---|--------|------------|---------------|----|
| 13 | 宮城県子どもの貧困対策計画 | R3.3 | R3 ～R7 | 子ども・家庭 支援課 | 78 |
| | 子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画 | | | | |
| 14 | 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画 | R6.3 | R6 ～R10 | 子ども・家庭 支援課 | 79 |
| | 困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立並びに配偶者からの暴力等(DV)を防止するため策定したもの。 | | | | |
| 15 | 第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画 | R2.3 | R2 ～R6 | 子ども・家庭 支援課 | 79 |
| | ひとり親が安心して子育てできる環境づくりを推進し、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立促進を図るために策定したもの。 | | | | |
| 16 | 宮城県社会的養育推進計画 | R2.3 | R2 ～R11 | 子ども・家庭 支援課 | 79 |
| | 要保護児童の保護、養育、自立支援、権利擁護など社会的養育施策の推進を図ることを目的とした計画 | | | | |
| 17 | みやぎ障害者プラン | R6.3 | R6 ～R11 | 障害福祉課 | 80 |
| | 本県の障害者施策を進めていくための指針となる計画 | | | | |
| 18 | 宮城県障害福祉計画(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画) | R6.3 | R6 ～R8 | 障害福祉課 | 80 |
| | 障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画 | | | | |
| 19 | 第四期宮城県工賃向上支援計画 | R3. | R3 ～R5 | 障害福祉課 | 81 |
| | 本県の就労継続支援事業所における工賃向上支援の方向性と具体的な取組を示すもの。(※第五期は令和6年度中に策定予定) | | | | |
| 20 | 宮城県自死対策計画 | H30.12 | H30 ～R8 | 精神保健 推進室 | 81 |
| | 本県の総合的な自死対策の方向性と具体的な取組を示すもの。 | | | | |
| 21 | 宮城県アルコール健康障害対策推進計画(第2期) | R6.3 | R6 ～R10 | 精神保健 推進室 | 82 |
| | 本県の総合的なアルコール健康障害対策の方向性と具体的な取組を示すもの。 | | | | |
| 22 | 宮城県ギャンブル等依存症対策推進計画 | R6.3 | R6 ～R10 | 精神保健 推進室 | 82 |
| | 本県の総合的なギャンブル等依存症対策の方向性と具体的な取組を示すもの。 | | | | |

| | | | |
|--------|--|------------|---|
| 計画の名称 | 宮城県地域福祉支援計画（第4期） | | |
| 趣 旨 | 地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会の実現」を推進 | | |
| 基本理念 | すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成 | | |
| 具体的な取組 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域共生社会実現のための体制整備 2 地域福祉活動の推進 3 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり 4 福祉サービスの質の向上 5 災害や感染症への対応 6 東日本大震災の被災者支援 | | |
| 計画期間 | R3年度～ R7年度 | 掲 載 URL | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/ |
| 担当課室 | 社会福祉課 | 電 話 | 022-211-2519 |

| | | | |
|--------|---|------------|---|
| 計画の名称 | 宮城県再犯防止推進計画 | | |
| 趣 旨 | 犯罪をした者等が社会において孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し地域に定着できるように支援し再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すもの | | |
| 基本理念 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の状況や社会情勢等に応じた効果的な支援の実施 2 再犯防止等に関する取組への県民の理解と関心の醸成 3 国及び市町村、民間団体等との緊密な連携 | | |
| 具体的な取組 | <ol style="list-style-type: none"> 1 就労の確保に関する支援 2 住居の確保に関する支援 3 福祉サービスの提供による支援 4 薬物依存を有する者への支援 5 犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援 6 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援 7 国及び市町村、民間団体等との連携による支援 | | |
| 計画期間 | R2年度～ R6年度 | 掲 載 URL | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/ |
| 担当課室 | 社会福祉課 | 電 話 | 022-211-2516 |

| | | | |
|--------|---|------------|---|
| 計画の名称 | 第8次宮城県地域医療計画 | | |
| 趣 旨 | 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定に基づく、県における医療提供体制の確保を図るための計画として、また、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第9条第1項の規定に基づく、県における医療費適正化を推進するための計画として策定。 | | |
| 基本理念 | 県民の医療に対する安心と信頼を確保するため、良質な医療が適切に提供される医療提供体制を確立する | | |
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○5疾病(がん等)・6事業(救急医療等)及び在宅医療の確保の目標と医療連携体制 ○地域医療構想 ○外来医療に係る医療提供体制の確保 ○医師・医療従事者の確保 | | |
| 計画期間 | R6年度～ R11年度 | 掲 載 URL | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/rmpindex.html |
| 担当課室 | 医療政策課 | 電 話 | 022-211-2618 |

| | | | |
|--------|--|------------|---|
| 計画の名称 | 第9期みやぎ高齢者元気プラン | | |
| 趣 旨 | 老人福祉法第20条の9に規定する高齢者福祉計画及び介護保険法第118条に規定する介護保険事業支援計画を一体的に定め、高齢者福祉施策の基本的な方向性を示したものの。 | | |
| 基本理念 | 高齢者が、今まで暮らしてきた家庭や地域の中で、自立と社会参加が保障され、みんなで支え合いながら、安心して生活できる社会を目指します。 | | |
| 具体的な取組 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアシステムの深化・推進 2 地域支え合いと介護予防・生活支援の推進 3 認知症基本法の成立を踏まえた認知症施策 4 介護を担う人材の確保・養成・定着の促進 5 地域の実情に合わせた介護保険サービスの提供基盤整備 6 介護給付適正化の推進（第6期宮城県介護給付適正化取組方針）等 | | |
| 計画期間 | R6年度～ R8年度 | 掲 載 URL | https://www.pref.miyagi.jp/life/koreishagenkiplan/index.html |
| 担当課室 | 長寿社会政策課 | 電 話 | 022-211-2536 |

| | | | |
|--------|---|------------|---|
| 計画の名称 | 第3次みやぎ21健康プラン | | |
| 趣 旨 | 健康増進法に規定する県の健康増進計画として、本県の健康課題に焦点を絞った総合的な健康づくりを推進するため策定したものの | | |
| 基本理念 | 県民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせる健康みやぎの実現 | | |
| 具体的な取組 | <ol style="list-style-type: none"> 1 健康水準の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防 2 ライフコースアプローチ（子ども、高齢者、女性） 3 推進体制 <ul style="list-style-type: none"> 産学官の連携によるスマートみやぎ健民会議をはじめとした多様な主体による連携と協働による県民運動の推進 | | |
| 計画期間 | R6年度～ R17年度 | 掲 載 URL | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/21plan.html |
| 担当課室 | 健康推進課 | 電 話 | 022-211-2624 |

| | | | |
|--------|--|------------|---|
| 計画の名称 | 第4期宮城県食育推進プラン | | |
| 趣 旨 | 食育基本法に規定する県の食育推進計画として、宮城の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するため策定 | | |
| 基本理念 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民一人一人が、食を生きる上での基本としてとらえ、健全な食生活と心身の健康増進を目指します。 ・多彩で豊富な宮城の食材の理解と食文化の継承を通して、豊かな人間形成を目指します。 | | |
| 具体的な取組 | <ol style="list-style-type: none"> 1 みやぎの食育推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ食育表彰の実施や「みやぎの食育通信」等による普及啓発、地域の食育推進事業の実施 2 みやぎの食育連携事業 <ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ食育コーディネーターの育成研修会及び活動支援等 | | |
| 計画期間 | R3年度～ R7年度 | 掲 載 URL | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/s_hokuiku4kiplan-main.html |
| 担当課室 | 健康推進課 | 電 話 | 022-211-2637 |

| | | | |
|-------------|---|--------------|---|
| 計 画 の 名 称 | 第4期宮城県がん対策推進計画 | | |
| 趣 旨 | がん患者を含めた県民の視点に立って、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定したものの。 | | |
| 基 本 理 念 | 誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とともにがんの克服と共生を目指す | | |
| 具 体 的 な 取 組 | <ol style="list-style-type: none"> 1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 2 患者本位で持続可能ながん医療の提供 3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 4 これらを支える基盤の整備 | | |
| 計 画 期 間 | R6年度～ R11年度 | 掲 載 U R L | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/keikakutop.html |
| 担 当 課 室 | 健康推進課 | 電 話 | 022-211-2638 |

| | | | |
|-------------|---|--------------|---|
| 計 画 の 名 称 | 第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画 | | |
| 趣 旨 | 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例に規定する基本的な計画として、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため策定したものの | | |
| 基 本 理 念 | — | | |
| 具 体 的 な 取 組 | <ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児期及び少年期の歯科口腔保健対策の重点化 2 歯周病予防対策の強化 3 要介護者、障害児・者への歯科口腔保健対策の充実 4 施策の展開による連携づくりの推進 | | |
| 計 画 期 間 | R6年度～ R17年度 | 掲 載 U R L | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/sikahoken.html |
| 担 当 課 室 | 健康推進課 | 電 話 | 022-211-2623 |

| | | | |
|-------------|--|--------------|---|
| 計 画 の 名 称 | 第2期宮城県循環器病対策推進計画 | | |
| 趣 旨 | 県の循環器病対策の基本的な方向性を示し、循環器病に関わる施策を更に推進するために策定したものの | | |
| 基 本 理 念 | — | | |
| 具 体 的 な 取 組 | <ol style="list-style-type: none"> 1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発 2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実 3 循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備 | | |
| 計 画 期 間 | R6年度～ R11年度 | 掲 載 U R L | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/junkanki3.html |
| 担 当 課 室 | 健康推進課 | 電 話 | 022-211-2638 |

| | | | |
|-------------|--|--------------|---|
| 計 画 の 名 称 | 宮城県感染症予防計画 | | |
| 趣 旨 | 感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めるため策定 | | |
| 基 本 理 念 | — | | |
| 具 体 的 な 取 組 | <ol style="list-style-type: none"> 1 平時から感染症発生・まん延に備える事前対応型行政の構築 2 感染症の予防及び治療と患者等の人権の尊重の両立 3 感染症連携協議会を通じた関係機関との意思疎通・情報共有・連携 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応 5 新興感染症の発生に備えるための医療措置協定の締結 | | |
| 計 画 期 間 | R6年度～ R11年度 | 掲 載 U R L | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/yoboukeikaku.html |
| 担 当 課 室 | 疾病・感染症対策課 | 電 話 | 022-211-2632 |

| | | | |
|--------|---|------------|---|
| 計画の名称 | 宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画 | | |
| 趣 旨 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に基づく都道府県行動計画として策定 | | |
| 基本理念 | — | | |
| 具体的な取組 | 次の2点を主たる目的として対策を講じていく。 1 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する 2 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする | | |
| 計画期間 | H26年度～ | 掲 載 URL | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/influenza.html |
| 担当課室 | 疾病・感染症対策課 | 電 話 | 022-211-2632 |

| | | | |
|--------|--|------------|---|
| 計画の名称 | みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度） | | |
| 趣 旨 | みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、次世代育成支援対策推進法第9条第1項、子ども・子育て支援法第62条第1項及びみやぎ子ども・子育て県民条例第24条第1項に基づき、子ども・子育て支援対策について定めるもの。 | | |
| 基本理念 | 誰もが安心して子どもを産み育て、すべての子どもが愛情に包まれ心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す。 | | |
| 具体的な取組 | ①社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり、②教育・保育の確保と充実、③子どもの成長を支える教育の推進、④安心して子どもを生み育てるための保健・医療の充実、⑤支援を必要とする子どもや家庭への対応、⑥仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進、⑦子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備、⑧東日本震災により影響を受けた子どもへの支援 | | |
| 計画期間 | R2年度～ R6年度 | 掲 載 URL | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/kodomo-kosodate-plan2.html |
| 担当課室 | 子育て社会推進課 | 電 話 | 022-211-2342 |

| | | | |
|--------|--|------------|---|
| 計画の名称 | 宮城県子どもの貧困対策計画 | | |
| 趣 旨 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づき、子供の貧困対策に関する大綱を勘案の上、本県が実施する子どもの貧困対策について定めるもの。 | | |
| 基本理念 | みやぎの子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されず、現在から将来にわたり、夢と希望を持って健やかに成長していくことができる地域社会の実現を目指す。 | | |
| 具体的な取組 | ①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援 | | |
| 計画期間 | R3年度～ R7年度 | 掲 載 URL | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/kodomohinkon-plan2.html |
| 担当課室 | 子ども・家庭支援課 | 電 話 | 022-211-2633 |

| | | | |
|-------------|---|--------------|---|
| 計 画 の 名 称 | 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画 | | |
| 趣 旨 | 困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを旨とするとともに、深刻化する配偶者からの暴力等（以下、「DV」という。）の被害の現状に鑑み、県・市町村・関係機関及び地域社会が連携して、DVの防止に努め、被害者の自立支援を促進するために策定するもの。 | | |
| 基 本 理 念 | ①困難な問題を抱える女性及びDV被害者の人権擁護並びに男女が共に理解し合える社会の実現 ②女性が安心して自立して暮らせる社会の実現 ③配偶者からの暴力等を容認しない社会の実現 | | |
| 具 体 的 な 取 組 | ①困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の相談・保護体制の充実 ②困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の自立に向けた支援 ③困難な問題を抱える女性の家庭に育つ子どもへの支援及びDVの家庭に育つ子どもの安全・安心の確保 ④民間支援団体との連携・協働 ⑤暴力を許さない社会の形成 | | |
| 計 画 期 間 | R6年度～ R10年度 | 掲 載 U R L | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/kihonkeikaku.html |
| 担 当 課 室 | 子ども・家庭支援課 | 電 話 | 022-211-2633 |

| | | | |
|-------------|---|--------------|---|
| 計 画 の 名 称 | 第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画 | | |
| 趣 旨 | ひとり親家庭の子どもがいきいきと健やかに成長できるよう、県・市町村・関係機関及び地域社会が連携して、ひとり親が安心して子育てできる環境づくりを推進し、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立促進を図るために策定するもの。 | | |
| 基 本 理 念 | ひとり親家庭及び寡婦が安定した生活を送り、安心して子育てができることにより、子どもたちがいきいきと健やかに育成される地域社会の実現 | | |
| 具 体 的 な 取 組 | 1相談機能の充実 2子育てや生活の支援 3就業支援 4養育費の確保 5自立へ向けての経済的支援 6人権尊重の社会づくり | | |
| 計 画 期 間 | R2年度～ R6年度 | 掲 載 U R L | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/hitorioyakeikaku.html |
| 担 当 課 室 | 子ども・家庭支援課 | 電 話 | 022-211-2633 |

| | | | |
|-------------|---|--------------|---|
| 計 画 の 名 称 | 宮城県社会的養育推進計画 | | |
| 趣 旨 | 保護者がいない子ども、児童虐待を受けた子どもなど、要保護児童の保護、養育、自立支援、権利擁護など社会的養育施策の充実・強化を図ることを目的として策定するもの。 | | |
| 基 本 理 念 | 「子どもの権利保障」及び「家庭養育優先の原則」 | | |
| 具 体 的 な 取 組 | 1 当事者である子どもの権利擁護の取組、2 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組、3 里親等への委託の推進に向けた取組、4 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組、5 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換に向けた取組、6 一時保護改革に向けた取組、7 社会的養育自立支援の推進に向けた取組、8 児童相談所の強化等に向けた取組 | | |
| 計 画 期 間 | R2年度～ R11年度 | 掲 載 U R L | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/syakaitekiyouiku.html |
| 担 当 課 室 | 子ども・家庭支援課 | 電 話 | 022-211-2532 |

| | | | |
|-------------|---|--------------|---|
| 計 画 の 名 称 | みやぎ障害者プラン | | |
| 趣 旨 | 障害者基本法第11条第2項に定める、障害者のための施策に関する基本的な計画であるとともに、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」に掲げられた政策の方向性等を実施するための個別計画として策定するもの。 | | |
| 基 本 理 念 | だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり | | |
| 具 体 的 な 取 組 | 【施策体系】・共に生活するために ・いきいきと生活するために ・安心して生活するために | | |
| 計 画 期 間 | R6年度～ R11年度 | 掲 載 U R L | https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/miyagi-dpw-plan2024.html |
| 担 当 課 室 | 障害福祉課 | 電 話 | 022-211-2538 |

| | | | |
|-------------|---|--------------|---|
| 計 画 の 名 称 | 宮城県障害福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画） | | |
| 趣 旨 | 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画として策定するもの。 | | |
| 基 本 理 念 | （1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、（2）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等、（3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、（4）地域共生社会の実現に向けた取組、（5）障害児の健やかな育成のための発達支援、（6）障害福祉人材の確保・定着、（7）障害者の社会参加を支える取組定着 | | |
| 具 体 的 な 取 組 | ・ 障害のある人に対するサービス等の提供体制の確保 ・ 障害福祉サービス等の質の向上 ・ 地域生活支援事業の実施 | | |
| 計 画 期 間 | R6年度～ R8年度 | 掲 載 U R L | https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/dpwplan-vol7.html |
| 担 当 課 室 | 障害福祉課 | 電 話 | 022-211-2538 |

| | | | |
|-------------|--|--------------|---|
| 計 画 の 名 称 | 第四期宮城県工賃向上支援計画（第五期は令和6年度中に策定予定） | | |
| 趣 旨 | 一般就労が困難で福祉的就労を行う障害のある人にとって、就労継続支援事業所等での工賃水準の向上が重要であることから、市町村等と連携しながら、継続的な工賃水準の引き上げに向けた取組を進め、新たに策定された国の指針等を踏まえて、本計画を策定。 | | |
| 基 本 理 念 | 障害のある人でも自らの個性や能力を活かしながら、自分らしく生きがいを持って生活できる社会を目指す。（みやぎ障害者プラン第2章第3節3） | | |
| 具 体 的 な 取 組 | <ul style="list-style-type: none"> （1）工賃水準の上昇に向けた相談体制の整備、経営コンサルタント等の派遣 （2）事業所職員の意識改革やスキルアップを目的とした研修会等の開催 （3）共同受注の促進と組織の支援 （4）BPOを活用した工賃倍増プロジェクト （5）行政機関等からの発注の促進 （6）コロナ禍・ポストコロナにも対応したICTの活用・デジタル関連分野への進出支援 （7）農福連携の推進 （8）市町村及び企業との連携等による支援 （9）事業所指導における助言・支援等の積極的な関与 （10）PR活動等の展開による支援 | | |
| 計 画 期 間 | R3年度～ R5年度 | 掲 載 U R L | https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/koutinkozyo.html |
| 担 当 課 室 | 障害福祉課 | 電 話 | 022-211-2541 |

| | | | |
|-------------|---|--------------|---|
| 計 画 の 名 称 | 宮城県自死対策計画 | | |
| 趣 旨 | 本県の総合的な自死対策の方向性と具体的な取組を示すもの。 | | |
| 基 本 理 念 | <ul style="list-style-type: none"> 1 非常事態はいまだ続いている 2 自死の多くが追い込まれた末の死である 3 自死の多くは防ぐことができる社会的問題である 4 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進 5 地域課題に応じた実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する | | |
| 具 体 的 な 取 組 | <p>（重点施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）東日本大震災の被災者への自死対策を推進する （2）健康問題による自死対策を推進する （3）勤務・経営問題による自死対策を推進する （4）高齢者の自死対策を推進する （5）経済的・社会的困窮による自死対策を推進する （6）子ども・若者の自死対策を更に推進する （7）女性の自死対策を更に推進する | | |
| 計 画 期 間 | H30年度～ R8年度 | 掲 載 U R L | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihosui/miyagi-scplan.html |
| 担 当 課 室 | 精神保健推進室 | 電 話 | 022-211-2518 |

| | | | |
|-----------|--|--------------|---|
| 計 画 の 名 称 | 宮城県アルコール健康障害対策推進計画（第2期） | | |
| 趣 旨 | 総合的なアルコール健康障害対策の方向性と具体的な取組を示すもの。 | | |
| 基 本 理 念 | 1 アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止対策の実施と当事者・その家族の円滑な生活の営みを支援 2 アルコール健康障害に関連する、飲酒運転、暴力、虐待、自死等に関する施策との有機的な連携の推進 | | |
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり ・誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり ・医療の充実と連携の促進 ・アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり ・人材の確保・育成 | | |
| 計 画 期 間 | R6年度～ R10年度 | 掲 載 U R L | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihosui/alcohol-plan2top.html |
| 担 当 課 室 | 精神保健推進室 | 電 話 | 022-211-2518 |

| | | | |
|-----------|---|--------------|---|
| 計 画 の 名 称 | 宮城県ギャンブル等依存症対策推進計画 | | |
| 趣 旨 | 総合的なギャンブル等依存症対策の方向性と具体的な取組を示すもの。 | | |
| 基 本 理 念 | 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援する 2 ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するために、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図る | | |
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり ・誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり ・医療の充実と連携の促進 ・ギャンブル等依存症者等が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり ・人材の確保・育成 | | |
| 計 画 期 間 | R6年度～ R8年度 | 掲 載 U R L | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihosui/gambling-plan_top.html |
| 担 当 課 室 | 精神保健推進室 | 電 話 | 022-211-2518 |

| | | | |
|-----------|---|--------------|---|
| 計 画 の 名 称 | 宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期） | | |
| 趣 旨 | 行政機関だけでなく、県民、事業者、民間団体等が一体となって、薬物乱用対策を推進していくための基本的な方向性を示した指針。 | | |
| 基 本 理 念 | 「薬物乱用のないみやぎ」を目指し、総合的かつ明確な目標を定め、薬物乱用対策を推進する。 | | |
| 具体的な取組 | 「啓発強化と薬物乱用未然防止の推進」、「薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用対策の推進」、「指導取締り・水際対策の徹底」の3つの基本目標を掲げ、関係機関が連携して各施策に取り組む。 | | |
| 計 画 期 間 | R6年度～ R10年度 | 掲 載 U R L | https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/yakurantaishaku.html |
| 担 当 課 室 | 薬務課 | 電 話 | 022-211-2653 |

5 指定管理施設の概要

指定管理施設一覧

| No. | 施設の名称 | 位置 | 施設数 | 指定管理者 | 所管課(室) | 指定期間 | 掲載頁 |
|-----|----------------|------------|-----|---------------------------|-----------|------------------------|-----|
| 1 | みやぎハートフルセンター | 仙台市 | 1 | みやぎハートフルセンター 管理運営共同事業体 | 社会福祉課 | R6.4 ～R9.3 (3年) | 79 |
| 2 | 宮城県介護研修センター | 黒川郡 大和町 | 1 | 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 | 長寿社会政策課 | R6.4 ～R11.3 (5年) | 79 |
| 3 | 宮城県さくらハイツ | 仙台市 | 1 | 社会福祉法人宮城県福祉事業協会 | 子ども・家庭支援課 | R3.4 ～R8.3 (5年) | 79 |
| 4 | 宮城県コスモスハウス | 仙台市 | 1 | 社会福祉法人宮城県福祉事業協会 | 子ども・家庭支援課 | R3.4 ～R8.3 (5年) | 79 |
| 5 | 宮城県母子・父子福祉センター | 仙台市 | 1 | 公益財団法人宮城県母子福祉連合会 | 子ども・家庭支援課 | R2.4 ～R7.3 (5年) | 80 |
| 6 | 宮城県障害者福祉センター | 仙台市 | 1 | 社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会 | 障害福祉課 | R6.4 ～R11.3 (5年) | 80 |
| 7 | 宮城県障害者総合体育センター | 仙台市 | 1 | 社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会 | 障害福祉課 | R6.4 ～R11.3 (5年) | 80 |
| 8 | 宮城県視覚障害者情報センター | 仙台市 | 1 | 公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会 | 障害福祉課 | R6.4 ～R11.3 (5年) | 80 |
| 9 | 宮城県啓佑学園 | 仙台市 | 1 | 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 | 障害福祉課 | R3.4 ～R8.3 (5年) | 81 |
| 10 | 宮城県船形の郷 | 黒川郡 大和町 | 1 | 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 | 障害福祉課 | R6.4 ～R11.3 (5年) | 81 |
| 11 | 宮城県第二啓佑学園 | 仙台市 | 1 | 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 | 障害福祉課 | R3.4 ～R8.3 (5年) | 81 |
| 12 | 宮城県七ツ森希望の家 | 黒川郡 大和町 | 1 | 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 | 障害福祉課 | R3.4 ～R8.3 (5年) | 81 |
| 13 | 宮城県援護寮 | 大崎市 | 1 | 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 | 障害福祉課 | R4.4 ～R9.3 (5年) | 82 |

| | | | |
|-------|---|------|---------------|
| 施設名 | みやぎハートフルセンター | | |
| 所在地 | 仙台市青葉区上杉3丁目3-1 | 連絡先 | — |
| URL | — | | |
| 指定管理者 | みやぎハートフルセンター管理 運営共同事業体 | 指定期間 | R6.4~R9.3(3年) |
| 施設の目的 | 社会福祉に関する活動のための施設を設置し、県民の福祉の増進に資する活動を支援する。 | | |
| 担当課室 | 社会福祉課 | 担当班 | 団体指導班 |
| | | 電話 | 022-211-2516 |

| | | | |
|-------|--|------|----------------|
| 施設名 | 宮城県介護研修センター | | |
| 所在地 | 黒川郡大和町吉田字上童子沢2 1 | 連絡先 | 022-341-1102 |
| URL | http://www.miyagi-sfk.net/kkc/ | | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 | 指定期間 | R6.4~R11.3(5年) |
| 施設の目的 | 高齢社会に向けて県民の皆様がお互いに支えあい、共に暮らすため、介護講座等の開催を通じて社会福祉従事者、在宅介護者等への介護知識・技術の普及を図るとともに、介護機器の展示・相談体制を整備し、介護機器の普及を図るための拠点施設として機能の充実、強化を図ることを目的とする。 | | |
| 担当課室 | 長寿社会政策課 | 担当班 | 企画推進班 |
| | | 電話 | 022-211-2536 |

| | | | |
|-------|---|------|---------------|
| 施設名 | 宮城県さくらハイツ | | |
| 所在地 | 仙台市 | 連絡先 | — |
| URL | — | | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人 宮城県福祉事業協会 | 指定期間 | R3.4~R8.3(5年) |
| 施設の目的 | 「児童福祉法」第7条第1項に規定する母子生活支援施設で、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその女子の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、生活を支援することによりその自立を促進し、あわせて退所した女子について相談その他の援助を行う施設。 | | |
| 担当課室 | 子ども・家庭支援課 | 担当班 | 家庭生活支援班 |
| | | 電話 | 022-211-2633 |

| | | | |
|-------|--|------|---------------|
| 施設名 | 宮城県コスモスハウス | | |
| 所在地 | 仙台市 | 連絡先 | — |
| URL | — | | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人 宮城県福祉事業協会 | 指定期間 | R3.4~R8.3(5年) |
| 施設の目的 | 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条に規定する女性自立支援施設で、性困難な問題を抱える女性を保護し、及び配偶者からの暴力を受けた者等を保護する施設。 | | |
| 担当課室 | 子ども・家庭支援 課 | 担当班 | 家庭生活支援班 |
| | | 電話 | 022-211-2633 |

| | | | | |
|-------|---|------|---------------|-----------------|
| 施設名 | 宮城県母子・父子福祉センター | | | |
| 所在地 | 仙台市宮城野区安養寺3丁目7-3 | 連絡先 | 022-295-0013 | |
| URL | http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/boshifushisenta.html | | | |
| 指定管理者 | 公益財団法人 宮城県母子福祉連合会 | 指定期間 | R2.4~R7.3(5年) | |
| 施設の目的 | 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第39条に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して、各種相談、生活指導など母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。 | | | |
| 担当課室 | 子ども・家庭支援課 | 担当班 | 家庭生活支援班 | 電話 022-211-2633 |

| | | | | |
|-------|--|------|----------------|-----------------|
| 施設名 | 宮城県障害者福祉センター | | | |
| 所在地 | 仙台市宮城野区幸町4丁目6-2 | 連絡先 | 022-291-1585 | |
| URL | https://miyasyoufuku.com/ | | | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会 | 指定期間 | R6.4~R11.3(5年) | |
| 施設の目的 | 障害者の各種相談に応じ、必要な助言並びに関係各機関への連絡など、障害者に対して必要な便宜を供与するとともに、障害者の福祉に関する研修及びボランティア養成等を行い、障害者の総合的な福祉の増進を図る。 | | | |
| 担当課室 | 障害福祉課 | 担当班 | 地域生活支援班 | 電話 022-211-2541 |

| | | | | |
|-------|---|------|----------------|-----------------|
| 施設名 | 宮城県障害者総合体育センター | | | |
| 所在地 | 仙台市宮城野区幸町4丁目6-1 | 連絡先 | 022-295-6550 | |
| URL | https://miyasyotai.com/ | | | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会 | 指定期間 | R6.4~R11.3(5年) | |
| 施設の目的 | 障害者のスポーツ振興及び普及を図り、もって障害者の心身の健全な発達並びに自立及び社会参加の促進に資する。 | | | |
| 担当課室 | 障害福祉課 | 担当班 | 地域生活支援班 | 電話 022-211-2541 |

| | | | | |
|-------|--|------|----------------|-----------------|
| 施設名 | 宮城県視覚障害者情報センター | | | |
| 所在地 | 仙台市青葉区上杉六丁目5番1号 | 連絡先 | 022-234-4047 | |
| URL | https://www.miyagi-sikaku.org/ | | | |
| 指定管理者 | 公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会 | 指定期間 | R6.4~R11.3(5年) | |
| 施設の目的 | 視覚障害のある方への点字・録音刊行物の製作、最新情報の提供や日常生活における各種の相談及び奉仕員の養成等を行うことにより、視覚障害者の福祉の増進を図る。 | | | |
| 担当課室 | 障害福祉課 | 担当班 | 地域生活支援班 | 電話 022-211-2541 |

| | | | | |
|-------|---|------|---------------|-----------------|
| 施設名 | 宮城県啓佑学園 | | | |
| 所在地 | 仙台市泉区南中山五丁目2番1号 | 連絡先 | 022-379-5001 | |
| URL | https://www.miyagi-sfk.net/chuo/ | | | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 | 指定期間 | R3.4~R8.3(5年) | |
| 施設の目的 | 施設に入所した障害児に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与する。 | | | |
| 担当課室 | 障害福祉課 | 担当班 | 施設支援班 | 電話 022-211-2544 |

| | | | | |
|-------|---|------|----------------|-----------------|
| 施設名 | 宮城県船形の郷 | | | |
| 所在地 | 黒川郡大和町吉田字上童子沢21 | 連絡先 | 022-345-3282 | |
| URL | https://www.miyagi-sfk.net/sato/ | | | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 | 指定期間 | R6.4~R11.3(5年) | |
| 施設の目的 | 施設に入所した障害者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供、その他の障害福祉サービスを提供する。 | | | |
| 担当課室 | 障害福祉課 | 担当班 | 施設支援班 | 電話 022-211-2544 |

| | | | | |
|-------|---|------|---------------|-----------------|
| 施設名 | 宮城県第二啓佑学園 | | | |
| 所在地 | 仙台市泉区南中山五丁目2番1号 | 連絡先 | 022-379-5001 | |
| URL | https://www.miyagi-sfk.net/chuo/ | | | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 | 指定期間 | R3.4~R8.3(5年) | |
| 施設の目的 | 施設に入所した障害者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供、その他の障害福祉サービスを提供する。 | | | |
| 担当課室 | 障害福祉課 | 担当班 | 施設支援班 | 電話 022-211-2544 |

| | | | | |
|-------|---|------|---------------|-----------------|
| 施設名 | 宮城県七ツ森希望の家 | | | |
| 所在地 | 黒川郡大和町吉田字上童子沢21 | 連絡先 | 022-345-3701 | |
| URL | https://www.miyagi-sfk.net/senk/ | | | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 | 指定期間 | R3.4~R8.3(5年) | |
| 施設の目的 | 在宅心身障害者及び介護者の保養並びに介護者の療育に対する支援を行うとともに、在宅心身障害者の緊急一時保護を行う。 | | | |
| 担当課室 | 障害福祉課 | 担当班 | 施設支援班 | 電話 022-211-2544 |

| | | | | | |
|-------|---|------|---------------|----|--------------|
| 施設名 | 宮城県援護寮 | | | | |
| 所在地 | 大崎市古川旭五丁目7番21号 | 連絡先 | 0229-23-1513 | | |
| URL | https://www.miyagi-sfk.net/kenp/ | | | | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 | 指定期間 | R4.4~R9.3(5年) | | |
| 施設の目的 | 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間にわたり、生活能力の向上のために必要な訓練及び支援を行う。 | | | | |
| 担当課室 | 障害福祉課 | 担当班 | 施設支援班 | 電話 | 022-211-2544 |

6 附属機関の概要

保健福祉部付属機関一覧

| No. | 附属機関の名称 | 設置年度 | 所管課室 | 頁 |
|-----|--------------------------|------|---------|----|
| 1 | 宮城県社会福祉審議会 | S26 | 保健福祉総務課 | 87 |
| 2 | 宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会 | H21 | 社会福祉課 | 87 |
| 3 | 宮城県医療審議会 | S23 | 医療政策課 | 87 |
| 4 | 宮城県衛生検査所精度管理専門委員会 | H17 | 医療政策課 | 87 |
| 5 | 宮城県救急医療協議会 | H17 | 医療政策課 | 87 |
| 6 | 宮城県周産期医療協議会 | H26 | 医療政策課 | 88 |
| 7 | 宮城県小児医療協議会 | H26 | 医療政策課 | 88 |
| 8 | 宮城県地域医療介護総合確保推進委員会 | H27 | 医療政策課 | 88 |
| 9 | 地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会 | H17 | 県立病院再編室 | 88 |
| 10 | 地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会 | H22 | 県立病院再編室 | 88 |
| 11 | 宮城県准看護師試験委員 | S26 | 医療人材対策室 | 89 |
| 12 | 宮城県地域医療対策協議会 | R 元 | 医療人材対策室 | 89 |
| 13 | 宮城県介護保険審査会 | H11 | 長寿社会政策課 | 89 |
| 14 | みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 | H17 | 長寿社会政策課 | 89 |
| 15 | 宮城県福祉有償運送運営協議会 | H18 | 長寿社会政策課 | 89 |
| 16 | 宮城県介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会 | H18 | 長寿社会政策課 | 90 |
| 17 | 宮城県高齢者権利擁護推進委員会 | H20 | 長寿社会政策課 | 90 |
| 18 | 宮城県生活習慣病検診管理指導協議会 | H17 | 健康推進課 | 90 |
| 19 | 宮城県歯科保健推進協議会 | H17 | 健康推進課 | 90 |
| 20 | みやぎ21健康プラン推進協議会 | H17 | 健康推進課 | 90 |
| 21 | 宮城県食育推進会議 | H18 | 健康推進課 | 91 |
| 22 | 宮城県がん対策推進協議会 | H19 | 健康推進課 | 91 |

| | | | | |
|----|---------------------------|-----|-----------|----|
| 23 | 宮城県がん登録情報利用等審議会 | H28 | 健康推進課 | 91 |
| 24 | 宮城県感染症診査協議会 | H11 | 疾病・感染症対策課 | 91 |
| 25 | 宮城県感染症対策委員会 | H17 | 疾病・感染症対策課 | 91 |
| 26 | 宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会 | H17 | 疾病・感染症対策課 | 92 |
| 27 | 宮城県肝炎対策協議会 | H19 | 疾病・感染症対策課 | 92 |
| 28 | 宮城県慢性疾病児童等地域支援協議会 | H27 | 疾病・感染症対策課 | 92 |
| 29 | 宮城県次世代育成支援対策地域協議会 | H17 | 子育て社会推進課 | 92 |
| 30 | 宮城県子ども・子育て会議 | H25 | 子育て社会推進課 | 92 |
| 31 | 宮城県幼保連携型認定こども園審議会 | H27 | 子育て社会推進課 | 93 |
| 32 | 宮城県障害者施策推進協議会 | S47 | 障害福祉課 | 93 |
| 33 | 宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会 | R3 | 障害福祉課 | 93 |
| 34 | 宮城県リハビリテーション協議会 | H17 | 障害福祉課 | 93 |
| 35 | 宮城県障害者介護給付費等不服審査会 | H18 | 障害福祉課 | 93 |
| 36 | 宮城県障害児通所給付費等不服審査会 | H24 | 障害福祉課 | 94 |
| 37 | 宮城県精神医療審査会 | S63 | 精神保健推進室 | 94 |
| 38 | 宮城県精神保健福祉審議会 | H18 | 精神保健推進室 | 94 |
| 39 | 宮城県自然環境保全審議会温泉部会 | S23 | 薬務課 | 94 |
| 40 | 宮城県麻薬中毒審査会 | S28 | 薬務課 | 94 |
| 41 | 宮城県薬事審議会 | S38 | 薬務課 | 95 |
| 42 | 宮城県献血推進協議会 | H18 | 薬務課 | 95 |
| 43 | 宮城県指定薬物審査会 | H27 | 薬務課 | 95 |
| 44 | 宮城県国民健康保険審査会 | S37 | 国保医療課 | 95 |
| 45 | 宮城県後期高齢者医療審査会 | H20 | 国保医療課 | 96 |
| 46 | 宮城県国民健康保険運営協議会 | H29 | 国保医療課 | 96 |

| | | | | | | |
|---------|---|------------|--------------------------------------|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県社会福祉審議会 | | 設置年度 | 昭和26年度 | |
| 根拠法令等 | 社会福祉法第7条第1項(昭和26年法律第45号)及び宮城県社会福祉審議会条例第1条 | 設置目的 | 社会福祉に関する事項を調査審議するための宮城県社会福祉審議会を設置する。 | 委員数 | 25 | |
| 担当課室 | 保健福祉総務課 | 担当班 | 保健福祉政策班 | 電話 | 022-211-2507 | |

| | | | | | | |
|---------|----------------------|-----------------------|---|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会 | | 設置年度 | 平成21年度 | |
| 根拠法令等 | 福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例 | 設置目的 | 知事の諮問に応じ、福祉サービス第三者評価を行う事業の推進に関する重要事項を調査、審議する。 | 委員数 | 10 | |
| 担当課室 | 社会福祉課 | 担当班 | 団体指導班 | 電話 | 022-211-2516 | |

| | | | | | | |
|---------|--|----------|--|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県医療審議会 | | 設置年度 | 昭和23年度 | |
| 根拠法令等 | 医療法第72条 医療法施行令第5条の16～22 宮城県医療審議会運営要綱 | 設置目的 | 医療法の規定によりその権限に属する事項(医療計画、医療法人の設立・解散等)を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。 | 委員数 | 30 | |
| 担当課室 | 医療政策課 | 担当班 | 医務班 | 電話 | 022-211-2614 | |

| | | | | | | |
|---------|------------------|-------------------|-----------------------------------|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県衛生検査所精度管理専門委員会 | | 設置年度 | 平成17年度 | |
| 根拠法令等 | 衛生検査所精度管理専門委員会条例 | 設置目的 | 知事の諮問に応じ、衛生検査所の精度管理に関する重要事項を審議する。 | 委員数 | 4 | |
| 担当課室 | 医療政策課 | 担当班 | 医務班 | 電話 | 022-211-2614 | |

| | | | | | | |
|---------|-----------|------------|--------------------------------------|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県救急医療協議会 | | 設置年度 | 平成17年度 | |
| 根拠法令等 | 救急医療協議会条例 | 設置目的 | 知事の諮問に応じ、救急医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議する。 | 委員数 | 17 | |
| 担当課室 | 医療政策課 | 担当班 | 地域医療第一班 | 電話 | 022-211-2622 | |

| | | | | | | |
|---------|------------|-------------|---------------------------------------|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県周産期医療協議会 | | 設置年度 | 平成26年度 | |
| 根拠法令等 | 周産期医療協議会条例 | 設置目的 | 知事の諮問に応じ、周産期医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議する。 | 委員数 | 10 | |
| 担当課室 | 医療政策課 | 担当班 | 地域医療第一班 | 電話 | 022-211-2622 | |

| | | | | | | |
|---------|-----------|------------|--------------------------------------|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県小児医療協議会 | | 設置年度 | 平成26年度 | |
| 根拠法令等 | 小児医療協議会条例 | 設置目的 | 知事の諮問に応じ、小児医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議する。 | 委員数 | 10 | |
| 担当課室 | 医療政策課 | 担当班 | 地域医療第一班 | 電話 | 022-211-2622 | |

| | | | | | | |
|---------|-------------------|--------------------|--|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県地域医療介護総合確保推進委員会 | | 設置年度 | 平成27年度 | |
| 根拠法令等 | 地域医療介護総合確保推進委員会条例 | 設置目的 | 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条の規定による都道府県計画について、広く有識者からの意見聴取を行う。 | 委員数 | 0 | |
| 担当課室 | 医療政策課 | 担当班 | 企画推進班 | 電話 | 022-211-2618 | |

| | | | | | | |
|---------|--------------------------|------------------------|--|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会 | | 設置年度 | 平成17年度 | |
| 根拠法令等 | 地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例 | 設置目的 | 中期目標及び中期計画の作成・認可並びに業務実績評価に係る意見提示などを行う。 | 委員数 | 7 | |
| 担当課室 | 県立病院再編室 | 担当班 | 病院事業班 | 電話 | 022-211-2613 | |

| | | | | | | |
|---------|-------------------------|-----------------------|--|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会 | | 設置年度 | 平成22年度 | |
| 根拠法令等 | 地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会条例 | 設置目的 | 中期目標及び中期計画の作成・認可並びに業務実績評価に係る意見提示などを行う。 | 委員数 | 10 | |
| 担当課室 | 県立病院再編室 | 担当班 | 病院事業班 | 電話 | 022-211-2613 | |

| | | | | | | |
|---------|------------------------------|-------------|------------------------|------|--------------|---|
| 附属機関の名称 | | 宮城県准看護師試験委員 | | 設置年度 | 昭和26年度 | |
| 根拠法令等 | 保健師助産師看護師法第25条 准看護師試験委員条例 | 設置目的 | 准看護師試験の実施に関する事務をつかさどる。 | | 委員数 | 5 |
| 担当課室 | 医療人材対策室 | 担当班 | 看護班 | 電話 | 022-211-2615 | |

| | | | | | | |
|---------|---------------------------|--------------|--------------------------------------|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県地域医療対策協議会 | | 設置年度 | 令和元年度 | |
| 根拠法令等 | 医療法第30条の23 地域医療対策協議会条例 | 設置目的 | 医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施について調査審議する。 | | 委員数 | 17 |
| 担当課室 | 医療人材対策室 | 担当班 | 医師定着推進班 | 電話 | 022-211-2692 | |

| | | | | | | |
|---------|-------------------------|------------|--|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県介護保険審査会 | | 設置年度 | 平成11年度 | |
| 根拠法令等 | 介護保険法第184条 介護保険審査会条例 | 設置目的 | 保険者（市町村）の行う行政処分（保険料の賦課、要介護認定等）に対する不服申立の審理・裁決を行う。 | | 委員数 | 18 |
| 担当課室 | 長寿社会政策課 | 担当班 | 地域包括ケア推進班 | 電話 | 022-211-2552 | |

| | | | | | | |
|---------|--------------------|------------------|---|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | みやぎ高齢者元気プラン推進委員会 | | 設置年度 | 平成17年度 | |
| 根拠法令等 | みやぎ高齢者元気プラン推進委員会条例 | 設置目的 | 知事の諮問に応じ、みやぎ高齢者元気プラン（高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画）に関する重要事項を調査審議する。 | | 委員数 | 15 |
| 担当課室 | 長寿社会政策課 | 担当班 | 企画推進班 | 電話 | 022-211-2536 | |

| | | | | | | |
|---------|----------------------------------|----------------|--------------------------------------|------|--------------|---|
| 附属機関の名称 | | 宮城県福祉有償運送運営協議会 | | 設置年度 | 平成18年度 | |
| 根拠法令等 | 道路運送法施行規則第51条の7 福祉有償運送運営協議会条例 | 設置目的 | 福祉有償運送の必要性その他福祉有償運送の運営に関する重要事項を審議する。 | | 委員数 | 9 |
| 担当課室 | 長寿社会政策課 | 担当班 | 企画推進班 | 電話 | 022-211-2536 | |

| | | | | | | |
|---------|-------------------------|--------------------------|--|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会 | | 設置年度 | 平成18年度 | |
| 根拠法令等 | 介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会条例 | 設置目的 | 介護予防に関する事業の評価及び介護予防に関する事業について市町村に対して行う支援に関する重要事項を調査し、審議する。 | | 委員数 | 15 |
| 担当課室 | 長寿社会政策課 | 担当班 | 地域包括ケア推進班 | 電話 | 022-211-2552 | |

| | | | | | | |
|---------|----------------|-----------------|--|------|--------------|---|
| 附属機関の名称 | | 宮城県高齢者権利擁護推進委員会 | | 設置年度 | 平成20年度 | |
| 根拠法令等 | 高齢者権利擁護推進委員会条例 | 設置目的 | 高齢者虐待の防止、その他高齢者の権利擁護の推進に関する重要事項を調査、審議する。 | | 委員数 | 9 |
| 担当課室 | 長寿社会政策課 | 担当班 | 企画推進班 | 電話 | 022-211-2536 | |

| | | | | | | |
|---------|----------------------------------|-------------------|----------------------------------|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県生活習慣病検診管理指導協議会 | | 設置年度 | 平成17年度 | |
| 根拠法令等 | 生活習慣病検診管理指導協議会条例（平成17年宮城県条例第63号） | 設置目的 | 生活習慣病検診の実施方法及び精度管理に関する重要事項を審議する。 | | 委員数 | 11 |
| 担当課室 | 健康推進課 | 担当班 | 健康推進第二班 | 電話 | 022-211-2624 | |

| | | | | | | |
|---------|-----------------------------|--------------|-----------------------------|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県歯科保健推進協議会 | | 設置年度 | 平成17年度 | |
| 根拠法令等 | 歯科保健推進協議会条例（平成17年宮城県条例第64号） | 設置目的 | 歯と口腔の健康づくりの推進に関する重要事項を審議する。 | | 委員数 | 12 |
| 担当課室 | 健康推進課 | 担当班 | 健康推進第一班 | 電話 | 022-211-2623 | |

| | | | | | | |
|---------|-----------------------------------|-----------------|-----------------------------|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | みやぎ21健康プラン推進協議会 | | 設置年度 | 平成17年度 | |
| 根拠法令等 | みやぎ21健康プラン推進協議会条例（平成17年宮城県条例第62号） | 設置目的 | みやぎ21健康プランの推進に関する重要事項を審議する。 | | 委員数 | 16 |
| 担当課室 | 健康推進課 | 担当班 | 健康推進第二班 | 電話 | 022-211-2624 | |

| | | | | | | |
|---------|----------|-----------|---|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県食育推進会議 | | 設置年度 | 平成18年度 | |
| 根拠法令等 | 食育推進会議条例 | 設置目的 | 食育基本法（平成17年法律第63号）第32条第1項の規定による、県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため。 | 委員数 | 20 | |
| 担当課室 | 健康推進課 | 担当班 | 食育・栄養班 | 電話 | 022-211-2637 | |

| | | | | | | |
|---------|-----------------------------|--------------|--|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県がん対策推進協議会 | | 設置年度 | 平成19年度 | |
| 根拠法令等 | がん対策推進協議会条例（平成19年宮城県条例第36号） | 設置目的 | 宮城県がん対策推進計画の策定その他がん対策の推進に関する重要事項を審議する。 | 委員数 | 15 | |
| 担当課室 | 健康推進課 | 担当班 | がん・循環器病対策班 | 電話 | 022-211-2638 | |

| | | | | | | |
|--------|--------------------------------|-----------------|---|------|--------------|--|
| 属機関の名称 | | 宮城県がん登録情報利用等審議会 | | 設置年度 | 平成28年度 | |
| 根拠法令等 | がん登録情報利用等審議会条例（平成28年宮城県条例第27号） | 設置目的 | がん登録等により得られた情報の利用、提供及び匿名化に関する事項を調査審議する。 | 委員数 | 7 | |
| 担当課室 | 健康推進課 | 担当班 | がん・循環器病対策班 | 電話 | 022-211-2638 | |

| | | | | | | |
|---------|----------------------------|-------------|---|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県感染症診査協議会 | | 設置年度 | 平成11年度 | |
| 根拠法令等 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 設置目的 | 感染症の患者に対する就業制限、入院勧告及び公費負担等に関し、必要な事項を審議する。 | 委員数 | 6 | |
| 担当課室 | 疾病・感染症対策課 | 担当班 | 感染症対策班 | 電話 | 022-211-2632 | |

| | | | | | | |
|---------|-----------------------------|-------------|---------------------------------|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県感染症対策委員会 | | 設置年度 | 平成17年度 | |
| 根拠法令等 | 感染症対策委員会条例（平成17年宮城県条例第117号） | 設置目的 | 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する重要事項を審議する。 | 委員数 | 9 | |
| 担当課室 | 疾病・感染症対策課 | 担当班 | 感染症対策班 | 電話 | 022-211-2632 | |

| | | | | | | |
|---------|-------------------------------------|------------------------|--|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会 | | 設置年度 | 平成17年度 | |
| 根拠法令等 | 指定難病等及び遷延性治療対策協議会条例（平成17年宮城県条例第65号） | 設置目的 | 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者等に対する医療費の支給並びに特定疾患、先天性血液凝固因子障害等、スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ並びに遷延性意識障害に関する治療研究事業の適正かつ円滑な推進について審議する。 | 委員数 | 30 | |
| 担当課室 | 疾病・感染症対策課 | 担当班 | 難病対策班 | 電話 | 022-211-2636 | |

| | | | | | | |
|---------|---------------------------|------------|---|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県肝炎対策協議会 | | 設置年度 | 平成19年度 | |
| 根拠法令等 | 肝炎対策協議会条例（平成19年宮城県条例第33号） | 設置目的 | 肝炎ウイルス検査、肝炎医療体制充実強化その他肝炎対策の推進に関する重要事項を審議する。 | 委員数 | 10 | |
| 担当課室 | 疾病・感染症対策課 | 担当班 | 感染症対策班 | 電話 | 022-211-2632 | |

| | | | | | | |
|---------|----------------------------------|-------------------|---|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県慢性疾病児童等地域支援協議会 | | 設置年度 | 平成27年度 | |
| 根拠法令等 | 慢性疾病児童等地域支援協議会条例（平成27年宮城県条例第34号） | 設置目的 | 小児慢性特定疾病児童等その他の長期にわたり療養を必要とする疾病にかかっている児童等に対する地域における支援に関する重要事項を審議する。 | 委員数 | 13 | |
| 担当課室 | 疾病・感染症対策課 | 担当班 | 難病対策班 | 電話 | 022-211-2636 | |

| | | | | | | |
|---------|-------------------------------------|-------------------|----------------------------|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県次世代育成支援対策地域協議会 | | 設置年度 | 平成17年度 | |
| 根拠法令等 | 次世代育成支援対策推進法第2条 次世代育成支援対策地域協議会条例 | 設置目的 | 次世代育成支援対策の推進に関する重要事項を審議する。 | 委員数 | 15 | |
| 担当課室 | 子育て社会推進課 | 担当班 | 子ども政策班 | 電話 | 022-211-2342 | |

| | | | | | | |
|---------|----------------------------------|--------------|--|------|--------------|--|
| 附属機関の名称 | | 宮城県子ども・子育て会議 | | 設置年度 | 平成25年度 | |
| 根拠法令等 | 子ども・子育て支援法第72条第4項 子ども・子育て会議条例 | 設置目的 | 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。 | 委員数 | 20 | |
| 担当課室 | 子育て社会推進課 | 担当班 | 子ども政策班 | 電話 | 022-211-2342 | |

| | | | | | | |
|---------|------------------|-------------------|---------------------------------|------|--------------|---|
| 附属機関の名称 | | 宮城県幼保連携型認定こども園審議会 | | 設置年度 | 平成27年度 | |
| 根拠法令等 | 幼保連携型認定こども園審議会条例 | 設置目的 | 幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する事項を調査審議する。 | | 委員数 | 7 |
| 担当課室 | 子育て社会推進課 | 担当班 | 保育支援班 | 電話 | 022-211-2529 | |

| | | | | | | |
|---------|---------------|---------------|--|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県障害者施策推進協議会 | | 設置年度 | 昭和47年度 | |
| 根拠法令等 | 障害者基本法第36条第1項 | 設置目的 | 宮城県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査・協議する。 | | 委員数 | 20 |
| 担当課室 | 障害福祉課 | 担当班 | 企画推進班 | 電話 | 022-211-2538 | |

| | | | | | | |
|---------|--------------------------------------|---------------------------|--|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会 | | 設置年度 | 令和3年度 | |
| 根拠法令等 | 障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例 | 設置目的 | 知事の求めに応じ、事業者による障害を理由とする差別に関し、調査しあわせんを行う。 | | 委員数 | 10 |
| 担当課室 | 障害福祉課 | 担当班 | 企画推進班 | 電話 | 022-211-2538 | |

| | | | | | | |
|---------|----------------|-----------------|-------------------------------------|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県リハビリテーション協議会 | | 設置年度 | 平成17年度 | |
| 根拠法令等 | リハビリテーション協議会条例 | 設置目的 | リハビリテーションに係る総合的な施策の推進に関する重要事項を審議する。 | | 委員数 | 20 |
| 担当課室 | 障害福祉課 | 担当班 | 地域生活支援班 | 電話 | 022-211-2541 | |

| | | | | | | |
|---------|---------------------------------------|-------------------|--|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県障害者介護給付費等不服審査会 | | 設置年度 | 平成18年度 | |
| 根拠法令等 | ・障害者総合支援法第98条第1項 ・障害者介護給付費等不服審査会条例 | 設置目的 | 知事の諮問に応じ、介護給付費等または地域相談支援給付費等に関する処分の審理に関し、公正かつ中立な審査を行う。 | | 委員数 | 10 |
| 担当課室 | 障害福祉課 | 担当班 | 運営指導班 | 電話 | 022-211-2558 | |

| | | | | | | |
|---------|---|-------------------|---|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県障害児通所給付費等不服審査会 | | 設置年度 | 平成24年度 | |
| 根拠法令等 | ・児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者総合支援法第98条第1項 ・障害児通所給付費等不服審査会条例 | 設置目的 | 知事の諮問に応じ、障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に関する処分の審理に関し、公正かつ中立な審査を行う。 | | 委員数 | 10 |
| 担当課室 | 障害福祉課 | 担当班 | 運営指導班 | 電話 | 022-211-2558 | |

| | | | | | | |
|---------|-------------------------|------------|----------------------------------|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県精神医療審査会 | | 設置年度 | 昭和63年度 | |
| 根拠法令等 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条 | 設置目的 | 精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する。 | | 委員数 | 30 |
| 担当課室 | 精神保健推進室 | 担当班 | 精神保健推進班 | 電話 | 022-211-2518 | |

| | | | | | | |
|---------|--|--------------|--|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県精神保健福祉審議会 | | 設置年度 | 平成18年度 | |
| 根拠法令等 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項 精神保健福祉審議会条例 | 設置目的 | 精神保健福祉施策推進に必要な各事項について審議し、県に対して意見を具申する。 | | 委員数 | 20 |
| 担当課室 | 精神保健推進室 | 担当班 | 精神保健推進班 | 電話 | 022-211-2518 | |

| | | | | | | |
|---------|------------------------|------------------|---------------------------------|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県自然環境保全審議会温泉部会 | | 設置年度 | 昭和23年度 | |
| 根拠法令等 | 温泉法第32条 自然環境保全審議会条例 | 設置目的 | 知事の諮問に応じ、温泉掘削等申請に係る処分等について審議する。 | | 委員数 | 10 |
| 担当課室 | 薬務課 | 担当班 | 薬事温泉班 | 電話 | 022-211-2652 | |

| | | | | | | |
|---------|---------------------------------|------------|---------------------------------|------|--------------|---|
| 附属機関の名称 | | 宮城県麻薬中毒審査会 | | 設置年度 | 昭和28年度 | |
| 根拠法令等 | 麻薬及び向精神薬取締法第58条の13 麻薬中毒審査会条例 | 設置目的 | 知事の諮問に応じ、麻薬中毒者の入院継続の適否について審議する。 | | 委員数 | 5 |
| 担当課室 | 薬務課 | 担当班 | 監視麻薬班 | 電話 | 022-211-2653 | |

| | | | | | | |
|---------|---|----------|--------------------------------|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県薬事審議会 | | 設置年度 | 昭和38年度 | |
| 根拠法令等 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条 薬事審議会条例 | 設置目的 | 知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項について調査審議する。 | | 委員数 | 15 |
| 担当課室 | 薬務課 | 担当班 | 薬事温泉班 | 電話 | 022-211-2652 | |

| | | | | | | |
|---------|--------------|------------|---------------------------------|------|--------------|----|
| 附属機関の名称 | | 宮城県献血推進協議会 | | 設置年度 | 平成18年度 | |
| 根拠法令等 | 宮城県献血推進協議会条例 | 設置目的 | 知事の諮問に応じ、献血の推進に関する重要事項について審議する。 | | 委員数 | 20 |
| 担当課室 | 薬務課 | 担当班 | 献血運動推進全国大会班 | 電話 | 022-211-2654 | |

| | | | | | | |
|---------|-----------------------|------------|-------------------------------|------|--------------|---|
| 附属機関の名称 | | 宮城県指定薬物審査会 | | 設置年度 | 平成27年度 | |
| 根拠法令等 | 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例第20条 | 設置目的 | 知事の諮問に応じ、知事指定薬物の指定の適否について審議する | | 委員数 | 3 |
| 担当課室 | 薬務課 | 担当班 | 監視麻薬班 | 電話 | 022-211-2653 | |

| | | | | | | |
|---------|-----------------|--------------|--|------|--------------|---|
| 附属機関の名称 | | 宮城県国民健康保険審査会 | | 設置年度 | 昭和37年度 | |
| 根拠法令等 | 国民健康保険法第91～103条 | 設置目的 | 保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分について不服がある者からの審査請求について審議する。 | | 委員数 | 9 |
| 担当課室 | 国保医療課 | 担当班 | 国保指導班 | 電話 | 022-211-2564 | |

| 附属機関の名称 | | 宮城県後期高齢者医療審査会 | | 設置年度 | 平成20年度 | |
|---------|------------------------------|---------------|--|------|--------------|--|
| 根拠法令等 | 高齢者の医療の確保に関する法律 第128～130条 | 設置目的 | 後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分について不服がある者からの審査請求について審議する。 | 委員数 | 9 | |
| 担当課室 | 国保医療課 | 担当班 | 医療指導班 | 電話 | 022-211-2565 | |

| 附属機関の名称 | | 宮城県国民健康保険運営協議会 | | 設置年度 | 平成29年度 | |
|---------|-------------|----------------|---|------|--------------|--|
| 根拠法令等 | 国民健康保険法第11条 | 設置目的 | 国民健康保険事業の運営に関する方針の作成及び国民健康保険事業費納付金の徴収並びにその他国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議する。 | 委員数 | 11 | |
| 担当課室 | 国保医療課 | 担当班 | 国保指導班 | 電話 | 022-211-2564 | |

令和6年度保健福祉行政の概要

令和6年4月

編集

宮城県 保健福祉部 保健福祉総務課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL:022-211-2507 FAX:022-211-2595

E-mail:hohukse@pref.miyagi.lg.jp